

第3章 アンチ・ドーピング及び 医事規則

定義

ADAMS

アンチ・ドーピング管理運営システム (Anti-Doping Administration and Management System) の略。データ入力、保存、共有、報告のためのウェブ上のデータベース管理ツールで、情報保護に関する法律とともに、関係者および WADA のアンチ・ドーピング活動を支援することを目的としたもの。

投与

他の人による、禁止物質または禁止方法の、提供、供給、管理、促進、またはその他の方法による使用または使用の企てへの参加をいう。ただし誠実な医療従事者が禁止物質もしくは禁止方法を真正かつ適法な治療目的のため、またはその他の正当な事由のために使用する行為は、この定義には該当しない。また禁止物質のうち競技会外検査においては禁止されていないものに関する行為も、この定義には該当しない。ただし総合的に判断して、かかる禁止物質が真正かつ適法な治療を意図したものではないこと、または競技力の向上を意図していることが証明された場合は、この限りではない。

違反が疑われる分析報告

WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関からの報告のうち、分析機関に関する国際基準およびこれに関連するテクニカルドキュメントに定められている通り、検体において、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在（内因性物質の量的増大を含む）、または禁止方法の使用の証拠が確認されたものをいう。

アスリートバイオリジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告

アンチ・ドーピング規定に記載されているアスリートバイオリジカルパスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

アンチ・ドーピング機関

ドーピングコントロールプロセスの開始、実施または執行に関する規則を採択する責任を担う署名当事者をいう。国際オリンピック

ク委員会、主催する競技会において検査を実施する主要競技大会組織、WADA、国内アンチ・ドーピング機関などが含まれる。

アンチ・ドーピング規則 (Rule)

IAAF総会またはIAAFカOUNシルにより適宜承認を受けたIAAFアンチ・ドーピング規則をいう。

アンチ・ドーピング規定 (Regulation)

IAAFカOUNシルにより随時採択されるアンチ・ドーピング規定をいう。

地域陸連

IAAF憲章内で分けられた6つの地域内の1つにおいて、陸上競技を普及促進する役割を担っているIAAFの地域組織。

競技者

IAAF、その加盟団体および地域陸連と合意を締結している者、その会員資格を有する者、かかる団体に所属している者、その許可または認定を受けている者、あるいはその活動ないし競技会へ参加する者をいう。ならびにその他の競技大会参加者で、署名当事機関、または原規程を受諾している他のスポーツ団体の管轄下にある者をいう。

アスリートバイオロジカルパスポート

アスリートバイオロジカルパスポート運営ガイドライン（およびテクニカルドキュメント）ならびにアンチ・ドーピング規定に記載されている、データを収集し照合するプログラムおよび方法をいう。

サポートスタッフ

コーチ、トレーナー、マネージャー、公認の競技者代理人、エージェント、チームスタッフ、役員、医師または医療従事者、親、その他の人で、競技会に参加する競技者または競技会に向けて準備をする競技者とともに行動したり、その治療や支援に携わったりする人をいう。

企て

結果としてアンチ・ドーピング規則への違反に相当する行為に向けて、故意に実質的な行動を起こすことをいう。ただし、企てに関与しない第三者によってその事実が発見される前に、当人が自らその企てを中止した場合、企てがあったという事実だけではアンチ・

ドーピング規則に対する違反行為は成立しない。

非定型報告

WADA 認定分析機関または WADA 承認分析機関からの報告のうち、違反が疑われる分析報告に相当するか否かの判断が下される前に、分析機関に関する国際基準またはこれに関連するテクニカルドキュメントに規定されたさらなるドーピング捜査が求められるものをいう。

アスリートバイオリジカルパスポートに基づく非定型報告

アンチ・ドーピング規定に記載されているアスリートバイオリジカルパスポートに基づく非定型報告であることが特定された報告をいう。

CAS

Court of Arbitration for Sport (スポーツ仲裁裁判所) の略。

原規程 (Code)

世界アンチ・ドーピング規程のことをいう。

競技会

1日もしくは数日にわたって行われる種目または複数の種目のまとまりをいう。

競技会会場

当該競技会の所轄組織によって指定された会場をいう。

競技会の期間

当該競技会の所轄組織によって定められた、競技会の開始から終了までの期間をいう。

アンチ・ドーピング規則違反の措置 (「措置」)

競技者またはその他の者がアンチ・ドーピング規則に違反した場合は、以下の措置のうち少なくとも1つが適用される。(a)失効：該当する種目または競技会における競技者の成績を取り消すとともに、獲得したタイトル、賞、メダル、点数、賞金、出場料を剥奪するなどの措置を講じること。(b)資格停止：本規則第40条12項(a)の規定の通り、アンチ・ドーピング規則違反を理由に、一定期間にわたって競技者またはその他の人に対して、競技会もしくはその他の活動への参加を禁止すること、または資金拠出を停止すること。(c)暫定的資格停止：本規則第38条の規定に従い開催される聴聞会に

において終局的な判断が下されるまで、競技者またはその他の人に対して、競技会または活動への参加を暫定的に禁止すること。(d)一般開示または一般報告：一般公衆、または本規則第43条に基づき早期通知を受ける権利を有する人以外の人に対して、情報を開示すること。

憲章

IAAF憲章。

汚染製品

製品ラベルまたは合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

カウンシル

IAAFカウンシル。

失効

前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の結果」を参照。

ドーピングコントロール

検査配分計画の立案から不服申し立ての最終解決に至るすべての段階およびプロセスをいう。居場所情報の提出、検体の採取および処理、分析機関による分析、TUE、結果管理および聴聞会など、その間のすべての段階およびプロセスが含まれる。

種目

競技会における単一の競走または競技（例：100m競走、やり投）をいい、その予選も含む。

過誤

過誤とは、義務の違反、または特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者またはその他の人による過誤の程度を評価するに当たり考慮すべき要因には、例えば、当該競技者またはその他の人の経験、当該競技者またはその他の人が18歳未満の者であるか否か、障がいなどの特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、ならびに認識されるべきであったリスクの程度に比して当該競技者が払った注意および行った調査の程度が含まれる。競技者またはその他の人による過誤の程度を評価する際に考慮すべき事情は、当該競技者またはその他の人による期待される行為水準からの逸脱を説明するに当たり、具体的で、関連性を有するもので

なければならない。従って、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うと考えられること、競技者の選手生活にわずかな時間しか残されていないこと、または競技カレンダー上の時期は、本規則第40条6項に基づいて資格停止期間を短縮するにあたり考慮すべき関連性を有する要因とはならない。

居場所情報提出義務違反

記載された時と場所において検査のため競技者の居場所が特定できるようにする正確かつ完全な居場所情報を、競技者（もしくは競技者が本業務を委託した第三者）が提出しないこと、または居場所情報を正確かつ完全な状態で維持するための必要な更新を行わないことをいう。かかる情報の提出および更新はすべて、アンチ・ドーピング規定または、競技者を管轄する加盟団体もしくはアンチ・ドーピング機関の規則もしくは規定（検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準拠したもの）に従って行われなければならない。

競技会時 (In-Competition)

競技者が参加を予定している種目の開始12時間前から、当該種目が終了し、かかる種目に関連して検体が採取されるまでの間をいう。

資格停止

前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の結果」を参照。

国際競技会

本アンチ・ドーピング規則の目的においては、本規則第35条9項に定める国際競技会をいう。かかる競技会は、IAAFのウェブサイト上で毎年発表される。

国際レベルの競技者

IAAFにより国際レベルと認定された検査対象者登録リスト内に掲載されている競技者、もしくは本規則第35条9項で定める国際競技会において競技する競技者。

国際基準

原規程を支援する目的でWADAにより採択された基準をいう。（たとえ他の選択的基準や慣行や手順が遵守されていなくても）国際基準の遵守とは、国際基準に定められた手順が適切に実施されることである。国際基準には、国際基準に従って発行された技術的な

文書が含まれる。

主要競技大会組織

国内オリンピック委員会の大陸地域連合、およびその他の国際的総合スポーツ大会主催団体で、大陸、地域またはその他の国際的な競技会を統括する役割を持つ組織をいう。

マーカ-

化合物、化合物の集合体または生物学的変数であって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。

代謝物

生体内変化の過程により生成された物質をいう。

加盟団体

IAAFに属し、国内において陸上競技を統括する団体。

18歳未満の者 (Minor)

18歳に達していない自然人をいう。

検査未了

アンチ・ドーピング規定もしくは、競技者を管轄する加盟団体またはアンチ・ドーピング機関の規則または規定（検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準じたもの）に反し、当該日について、本人の居場所情報に明示された60分の時間枠の中で検査の場所および時間を検査可能と記入したにもかかわらず、当該競技者に対する検査が実施できないことをいう。

国内アンチ・ドーピング機関

国内レベルでアンチ・ドーピング規則を採択および実施し、検体の採取を指示し、検査結果を管理し、聴聞会を開く第一位の権限および責任を有するものとして、国または地域から指定された機関をいう。管轄権を有する公的機関がかかる指定を行わなかった場合、当該国または当該地域の国内オリンピック委員会またはその指定を受けた機関が、国内アンチ・ドーピング機関の役割を果たす。

国内競技連盟

IAAFの加盟団体であって、競技者あるいはその他の人が直接的に、もしくは加盟団体に加盟しているクラブ、またはその他の団体を通じて所属している連盟をいう。

国内オリンピック委員会

国際オリンピック委員会の認定を受けた組織をいう。アンチ・ドーピングにかかわる国内オリンピック委員会の責任義務を国内スポーツ連合が引き受けている国または地域の場合、国内オリンピック委員会という用語は国内スポーツ連合も含むものとして理解する。

事前通告なし

競技者に対する事前の通知なしに実施され、かつ通告時から検体の提出時まで、継続して競技者に付添人がつけられる検体の採取をいう。

過誤または過失がないこと

競技者またはその他の人が禁止物質もしくは禁止方法を使用した、もしくは投与されたこと、またはその他の形でアンチ・ドーピング規則に違反したことを、自分が知らなかった、または推測しなかったこと、かつ最高度の注意をもってしても、かかる使用もしくは投与または違反について合理的に知りえず推測もできなかったことを、当該競技者またはその他の人が証明した場合をいう。18歳未満の者である場合を除き、本規則第32条2項(a)の違反については、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについて証明しなければならない。

重大な過誤または過失がないこと

事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、競技者またはその他の人の過誤または過失は重大なものではないということを、競技者またはその他の人が証明した場合をいう。18歳未満の者である場合を除き、本規則第32条2項(a)の違反については、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについて証明しなければならない。

競技会外

競技会時以外の時間をいう。

参加者

競技者またはサポートスタッフをいう。

人／者(当人／本人)

個人(競技者またはサポートスタッフを含む)または組織、その

他の機関をいう。

保有

禁止物質または禁止方法を実際に物理的に保有している状態、または擬制保有をいう（保有しているとみなされるのは、当人が禁止物質もしくは禁止方法、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対し、排他的に支配を及ぼしている、または支配を及ぼすことを意図している場合に限られる）。ただし、当人が禁止物質もしくは禁止方法、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対し、排他的な支配を及ぼしていない場合には、擬制保有に該当するのは、当人が禁止物質または禁止方法の存在について知っており、かつこれに対し支配を及ぼす意図を持っていた場合に限るものとする。ただし、当人がアンチ・ドーピング規則に違反した旨についていかなる種類の通知も受け取っていない時点で、当人が、禁止物質または禁止方法を保有する意図がなかったことを証明する具体的な行動を起こし、かつ IAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング機関にその旨を明言して保有を放棄した場合には、かかる禁止物質または禁止方法を保有していたという事実だけでは、アンチ・ドーピング規則違反は成立しない。本定義に反する何かがあったとしてもそれにはかかわらず、何者かが禁止物質または禁止方法を（電子的手段であれその他の方法であれ）購入した場合は、購入した当人がかかる物質／方法を保有しているものとみなされる。

禁止表

禁止物質および禁止方法が記載された WADA 発行の表をいう。

禁止方法

禁止表に記載されている方法をいう。

禁止物質

禁止表に記載されている物質または物質の種類をいう。

暫定的資格停止

前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照。

一般開示または一般報告

前掲の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照。

検査対象者登録リスト

(i) IAAF が国際レベルで、また(ii)国内アンチ・ドーピング機関が

国内レベルで、それぞれ定めた、最優先の競技者リストをいう。かかる競技者は、IAAFまたは国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として、重点的な競技会（時）検査および競技会外検査の対象となり、そのための居場所情報の提出を義務付けられる。IAAFは、検査対象者登録リストに含まれる競技者を特定するリストを公表するものとする。

検体／標本

ドーピングコントロールのために採取された生体物質をいう。

署名当事機関

原規程に署名し、これを遵守することに同意した団体をいう。国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国内オリンピック委員会、主要競技大会主催組織、国内アンチ・ドーピング機関、WADAが含まれる。

特定物質

本規則第34条5項を参照。

厳格責任

アンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側に意図、過誤、もしくは過失があった、または、競技者側が使用を知っていたことを証明しなくても良いとする第32条2項(a)および第32条2項(b)に基づく法理をいう。

実質的な支援

本規則第40条7項(a)の目的において、実質的な支援を提供する人は、(i)自分が関与しているものも含めたアンチ・ドーピング規則違反に関し、自分が保有する情報すべてを、署名入りの文書により全面的に開示しなくてはならない。また(ii)手続遂行機関または聴聞パネルから要請を受けた場合は聴聞会で証言するなど、当該情報に関するドーピング捜査および裁定に全面的に協力しなくてはならない。提供する情報は信頼に足り、かつ手続きが開始された事件の重要部分を構成するものでなくてはならない。また手続きが開始されていない場合は、その開始に十分な根拠を与えるものでなくてはならない。

不当な改変

不適切な目的または方法で変更を行うこと、不適切な影響を生じ

させること、不適切な形で介入すること、結果を改ざんしたり、通常の手続きの進行を妨げたりするために、妨害行為や誘導、あるいは不正行為を行うことをいう。

特定対象検査

検査およびドーピング捜査に関する国際基準やアンチ・ドーピング規定に定められている基準に基づき、特定の競技者を選択的に抽出して行う検査をいう。

検査

ドーピングコントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取り扱いおよび分析機関への輸送にかかわる部分をいう。

不正取引

IAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング機関の管轄下にある競技者、サポートスタッフまたはその他の人が、物理的方法、電子的方法、またはその他の方法により、禁止物質または禁止方法を第三者に販売、供与、輸送、送付、配送、もしくは頒布すること（またはかかる目的のために保有すること）をいう。ただし、誠実な医療従事者が禁止物質または禁止方法を真正かつ適法な治療目的のため、またはその他の正当な事由のために使用する行為は、この定義には該当しない。また禁止物質のうち、競技会外検査においては禁止されていないものが関与する行為についても、この定義には該当しない。ただし総合的に判断して、かかる禁止物質が真正かつ適法な治療を目的としていないこと、または競技力の向上を目的としていないことが証明された場合はこの限りではない。

TUE

本規則第34条8項に記載されている Therapeutic Use Exemption（治療使用特例）の略。

使用

その手段を問わず、禁止物質または禁止方法を利用、適用、服用、注入または摂取することをいう。

WADA

World Anti-Doping Agency（世界アンチ・ドーピング機構）の略。
居場所情報関連義務違反

居場所情報提出義務違反または検査未了をいう。

居場所情報提出

検査対象者登録リストに記載された競技者本人またはそれに代わる者によって提出された情報で、向こう3カ月の当該競技者の居場所が示されているものをいう。

第1節 アンチ・ドーピング規則

第30条 アンチ・ドーピング規則の適用範囲

1. アンチ・ドーピング規則は IAAF、その加盟団体、および地域陸連、ならびに IAAF、その加盟団体、および地域陸連の活動または競技会に、合意締結、会員資格、所属、許可、または認定により参加する競技者、サポートスタッフ、およびその他の人に適用される。
2. すべての加盟団体および地域陸連は、アンチ・ドーピング規則および規定を遵守しなければならない。アンチ・ドーピング規則および規定は、直接もしくは言及することにより、すべての加盟団体および地域陸連の規則に盛り込まなければならない。また、すべての加盟団体および地域陸連は、その規則にアンチ・ドーピング規則や規定（改訂された場合は、かかる改訂部分）が効果的に実施されるように必要な手続き規定を盛り込まなければならない。各加盟団体および地域陸連はその規則に、管轄下にある競技者、サポートスタッフ、およびその他の人が、アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定（かかる規則に定める結果管理権限も含む）の適用を受けることを明確に定めなければならない。
3. 競技者および（状況に応じて）サポートスタッフおよびその他の人が、国際競技会での競技資格、参加資格またはその他の認定を受けるためには、カウンシルが定める書式により、アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定に従う旨の同意書に署名しなければならない。競技者が国際競技会に対して資格を有することを保証するには（本規則第21条2項を参照）、加盟団体は、

求められる形式の同意書に当該競技者（および、状況に応じ、サポートスタッフ）が署名し、かつ署名を付した同意書の写しがすでに IAAF 事務局に送付されていることを保証しなければならない。

4. アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定は、IAAFならびにそれぞれの加盟団体および地域陸連が管轄するすべてのドーピングコントロールに適用される。
5. 各加盟団体は、競技者に対する国内レベルのすべての競技会検査および競技会外検査を実施し、かかる検査の結果がアンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定に従っていることを管理する責任を負う。国または地域によっては、加盟団体自ら、かかる検査および結果管理を行う場合もあれば、その責任の一部またはすべてを（加盟団体自ら、または適用される国内の法律または規程の下で）、国内アンチ・ドーピング機関あるいはその他の第三者に移譲または譲渡している場合もある。かかる国または地域については、アンチ・ドーピング規則内で加盟団体または国内陸連（または該当する役員）と記載されている部分は、それぞれの事情に応じて、国内アンチ・ドーピング機関またはその他の第三者（または該当する役員）を指すものとして解釈する。
6. IAAFは、アンチ・ドーピング規則の下で、各加盟団体（およびまたは、本規則第30条5項に定める国内アンチ・ドーピング機関または第三者）が国内で実施する競技会検査および競技会外検査も含め、加盟団体が行うアンチ・ドーピング活動を監視するものとする。加盟団体の競技者が国際競技会で優れた成績をおさめたことに鑑み、またはその他の事由により、かかる加盟団体が国内で実施した競技会検査およびまたは競技会外検査、またはその他のアンチ・ドーピング活動が不十分または不適切であったと IAAFが判断した場合、カウンスルは、当該国または地域において、納得のいくアンチ・ドーピング活動を実施するために必要であると判断した措置を取るよう、かかる加盟団体に求めることができる。加盟団体がカウンスルの決定に従わなかった場合、本規則第45条に基づいて制裁措置を科すことがある。
7. 本アンチ・ドーピング規則の下で、加盟団体が管轄する競技者

またはその他の人に通知を行う場合、当該加盟団体に通知を送達することがある。この場合、当該加盟団体は、かかる通知の宛先となっている競技者またはその他の人にただちに連絡する責任を負う。

第31条 IAAF アンチ・ドーピング組織

1. IAAFは原則として、以下の各号に掲げる者または組織により、本アンチ・ドーピング規則の下で活動する。
 - (a) カウンシル
 - (b) 医事アンチ・ドーピングコミッション
 - (c) ドーピング再調査委員会
 - (d) IAAFアンチ・ドーピング管理者

カウンシル

2. カウンシルは、IAAF総会に対し、その目的に沿ってIAAFの活動を監督し、指導する義務を有する（憲章第6条12項(a)参照）。かかる目的の1つは、スポーツにおけるフェアプレイの精神を広め、陸上競技界およびより広いスポーツ界において率先してドーピング撲滅のために行動するとともに、スポーツ界を汚染するドーピングを根絶することを目的に、かかる企てを未然に発見し、抑止し、啓発をはかるためのプログラムを開発し、実施していくことである（憲章第3条8項参照）。
3. IAAFの活動を監督し、指導するに当たり、カウンシルは憲章に基づき、以下の各号に定める権限を有する。
 - (a) カウンシルがIAAFの適切な業務遂行に必要であると判断した場合、臨時または常設のコミッションまたはサブコミッションを設置する（憲章第6条11項(j)参照）。
 - (b) カウンシルが必要と判断した場合、総会と総会の間、本規則に対する改正を暫定的に採択し、かかる改正部分の発効日を決定する。かかる暫定的改正は次回総会で報告し総会場で正式決定するかどうかを決定する（憲章第6条11項(c)参照）。
 - (c) アンチ・ドーピング規定に対し、承認、却下、または改正を行う（憲章第6条11項(i)参照）。
 - (d) 第14条7項に従い、本規則に違反した加盟団体に対して資

格停止処分またはその他の制裁措置を科す（憲章第6条11項(b)参照）。

医事アンチ・ドーピングコミッション

4. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、憲章第6条11項(j)の下で、カウンシルの1コミッションとして任命され、アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定に関する事項をはじめ、アンチ・ドーピングおよびその関連事項のすべてについて、IAAFに一般的な助言を行う。
5. 医事アンチ・ドーピングコミッションのメンバーは、15名を上限とする。メンバーは少なくとも年に1度、通常は毎暦年の初めに会合を開き、IAAFが過去12カ月間に実施したアンチ・ドーピング活動の成果を検討し、1年間のIAAFアンチ・ドーピングプログラムを策定してカウンシルの承認を得るものとする。また必要が生じた場合は、1年を通して定期的に協議を行う。
6. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、本アンチ・ドーピング規則の下で、以下の各号に具体的に定める業務に対して責任を負う。
 - (a) アンチ・ドーピング規定を公表し、必要に応じてそのつど改正を加える。アンチ・ドーピング規定には、直接に、または言及することにより、WADAが発行する下記の文書を盛り込まなくてはならない。
 - (i) 禁止表
 - (ii) 検査及びドーピング捜査に関する国際基準
 - (iii) 分析機関に関する国際基準
 - (iv) TUEに関する国際基準
 - (v) プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準

以上に加えて、アンチ・ドーピング規定には、上記の文書または国際基準の追加または改正部分、またはアンチ・ドーピング規則に準拠するために、あるいはIAAFのアンチ・ドーピングプログラムを推進するために必要と思われるその他の手順またはガイドラインを盛り込むものとする。

アンチ・ドーピング規定およびその改正案は、アンチ・ドーピング規則に別途定めのない限り、カウンシルの承認を受けな

くてはならない。承認を下した場合、カウンスルは直ちに、アンチ・ドーピング規定またはその改定部分の発効日を決定する。また IAAF 事務局は加盟団体に発効日を通知するとともに、アンチ・ドーピング規定およびその改定部分を IAAF のウェブサイトに掲載するものとする。

- (b) 必要が生じると同時に随時、カウンスルに対して本アンチ・ドーピング規則の改正について助言する。総会と総会の間アンチ・ドーピング規則の改正が提案された場合は、必ずカウンスルの承認を受けたうえで、憲章第6条11項(c)の下で加盟団体に通知するものとする。
- (c) アンチ・ドーピング情報およびアンチ・ドーピング教育プログラムを競技者、サポートスタッフ、および加盟団体に適合する形で立案、実施、監視する。かかるプログラムは、競技者による禁止物質および禁止方法の意図的な、または意図によらない使用を予防することを目的とするものとする。かかるプログラムにおいては、少なくとも以下の事項のすべてについて、最新かつ正確な情報を提供することとする。
 - (i) 禁止表に記載されている禁止物質および禁止方法
 - (ii) ドーピングが健康に及ぼす影響
 - (iii) ドーピングコントロールの手順
 - (iv) 競技者の権利と責務
- (d) 本規則第34条8項に従い、TUEの付与および承認を行う。
- (e) 検査対象者登録リストに掲載する競技者を選出するための一般的なガイドラインを定める。

医事アンチ・ドーピングコミッションは、上記の業務を遂行する過程で、必要に応じ専門家の医学的、科学的助言を求められることができる。

- 7. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、各カウンスル会議の開催前、および会議において、カウンスルに対して活動報告を行うものとする。また IAAF 医事アンチ・ドーピング部を通し、アンチ・ドーピングおよびその関連事項のすべてについて IAAF 事務局との連絡を行うものとする。

ドーピング再調査委員会

8. ドーピング再調査委員会は、憲章第6条11項(j)の下で、カウンシルの1サブコミッションとして任命され、少なくとも以下の各号に具体的に定める業務を担当する。

(a) 加盟団体が定められた2カ月の期限までに競技者またはその他の人のための聴聞会を終了しなかった場合、または聴聞会を終了しても、その後合理的な期間内に決定を下さなかった場合に、本規則第38条3項に基づき当該事案をCASの仲裁に付託するか否かの判断を下す。

(b) 本規則第38条9項に基づき同委員会に付託された事案に（本規則第40条5項、第40条6項、および第40条7項の下で）科されるべき資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由が存在するか否かの判断を、カウンシルに代わって下す。

(c) 下記第42条17項に従い、事件をCASの調停に付託するか否か、また付託する場合は、CASの裁定が下るまでの間、当該競技者に再度資格停止処分を科すか否かの判断を下す。

(d) 下記第42条21項に従い、自らが当事者となっていないCASの調停にIAAFが参加すべきか否か、また参加する場合は、CASの裁定が下るまでの間、当該競技者に再度資格停止処分を科すか否かの判断を下す。

(e) 下記第42条15項に従い、いずれの事件においてもIAAFがCASに対して不服申し立てすることができるように、期限の延長を決定する。

(f) 下記第46条4項の下で付託された事件において、原規程の署名当事機関以外の団体が本アンチ・ドーピング規則とは異なる規則および手順に従って検査を実施した場合、IAAFがかかる検査を認可すべきか否かの判断を下す。

(g) 本規則第30条6項に基づく加盟団体のアンチ・ドーピング活動の監視に関する報告、および本アンチ・ドーピング規則に定められた加盟団体の義務の遵守に関する報告について、審査を行い、必要に応じカウンシルに対する勧告を行う。

ドーピング再調査委員会は、上記業務を遂行する過程で、特定の事件に関して医事アンチ・ドーピングコミッションまた

はカウンシルの意見や指導を求めることができる。また一般的な方針について検討する必要がある場合は、カウンシルに相談することができる。

9. ドーピング再調査委員会のメンバーは3名とし、そのうち1名は法的資格を持つ者でなければならない。委員長は必要に応じ、随時1名または複数名の人物を暫定的にドーピング再調査委員会メンバーとして新たに任命する権限を有する。
10. ドーピング再調査委員会は、カウンシル会議が開催されるごとに、事前にカウンシルに対して活動報告を行わなくてはならない。

IAAF アンチ・ドーピング管理者

11. IAAFアンチ・ドーピング管理者はIAAFの医事アンチ・ドーピング部の長が務める。IAAFアンチ・ドーピング管理者は、上記第31条5項の下で医事アンチ・ドーピングコミッションが定めたアンチ・ドーピングプログラムを実施する責任を有するものとし、また医事アンチ・ドーピングコミッションに対してかかる計画についての報告を行うものとする。かかる報告の回数は少なくとも年に1度とするが、要請を受けた場合はその回数を増やす。
12. IAAFアンチ・ドーピング管理者は、本アンチ・ドーピング規則の下で生じたドーピング事件に対し、日常的な管理を行う責任を有する。とくにIAAFアンチ・ドーピング管理者は、それぞれの事情に応じ、本規則第37条の下で国際レベルの競技者に対する結果管理を行い、本規則第37条の下で国際レベルの競技者に対する暫定的資格停止処分を決定し、国際レベルの競技者による居場所情報提出義務違反／検査未了に対し、アンチ・ドーピング規定に定められた手順に従って審査を行う責任を有する。
13. IAAFアンチ・ドーピング管理者は、その業務を遂行する過程で、医事アンチ・ドーピングコミッション委員長、ドーピング再調査委員会、または同管理者が適切と考える他の人に随時助言を求めることができる。

第32条 アンチ・ドーピング規則違反

1. ドーピングとは、本アンチ・ドーピング規則第32条2項に定めるアンチ・ドーピング規則への違反行為が1つまたは複数発生することをいう。
2. 本規則第32条2項の目的は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況および行動を明記することである。ドーピング事案の聴聞会は、1つまたは複数の個別の規則への違反が発生したとする主張に基づいて開始されることになる。競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、ならびに禁止表に記載されている物質および方法について知っておく責任を有するものとする。以下の各号に該当する場合はアンチ・ドーピング規則違反が成立する。
 - (a) **競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合。**
 - (i) 禁止物質が体内に入らないように注意することは、競技者各人の責任である。検体に禁止物質またはその代謝物またはマーカーが確認された場合は、競技者がその責任を負わなければならない。従ってこの場合は、本規則第32条2項(a)の下で、競技者の側に意図、過誤、過失、または故意の使用があったことを立証しなくても、違反が成立する。
 - (ii) 以下のいずれかの場合は、本規則第32条2項(a)に基づくアンチ・ドーピング規則違反が発生したことが十分に証明されたものとみなされる。競技者のA検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が確認された際、当該競技者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われなかった場合。競技者のB検体が分析され、その結果、競技者のA検体に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が追認された場合。または、競技者のB検体が2つの瓶に分けられ、第二の瓶が分析された結果、第一の瓶に認められた禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が追認された場合。
 - (iii) 禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合は、その量の多少にかかわらず

- ず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。
- (iv) 本規則第32条2項(a)の規定の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質の特別評価基準を禁止表または国際基準に盛り込むことができる。
- (b) 競技者が禁止物質または禁止方法を使用した場合、または使用を企てた場合。
- (i) 禁止物質が体内に入らないよう、また禁止方法を使用しないよう注意することは、競技者各人の責任である。従って、アンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者の側に意図、過誤、もしくは過失があった、または、競技者側が使用を知っていたことを証明する必要はない。
- (ii) 禁止物質または禁止方法の使用の成否は重要ではない。禁止物質または禁止方法を使用した、または使用を企てたという事実があれば、それだけでアンチ・ドーピング規則違反が成立する。
- (c) 検体の採取の回避、拒否または不履行：アンチ・ドーピング規定またはその他の適用されるアンチ・ドーピング規則に定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避した、または、やむを得ない正当な事由なくして検体の採取を拒否した、もしくは履行しなかった場合。
- (d) 居場所情報関連義務違反：検査対象者登録リストに含まれる競技者による検査未了または居場所情報提出義務違反、あるいはその両方の回数が、12カ月の期間中に合わせて3回にのぼった場合。
- (e) ドーピングコントロールの一部に不当な改変を施した、または不当な改変を企てた場合：ドーピングコントロールの過程を妨害する行為であるが、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変には、ドーピングコントロール役職員に対する意図的な妨害または妨害の企て、IAAF、加盟団体、アンチ・ドーピング機関への虚偽の情報の提供、または潜在的な証人を脅かすこと、もしくは脅かすことを企てるが含まれるが、これに限るものではない。
- (f) 禁止物質または禁止方法を保有していた場合。

- (i) 競技者が、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、下記第34条8項（治療使用特例）に従って付与された TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該競技者が証明した場合はこの限りではない。
- (ii) サポートスタッフが、競技者、競技会、またはトレーニングのために、禁止物質または禁止方法を競技会（時）において保有していた場合、または競技会外における禁止物質または禁止方法を競技会外において保有していた場合。ただしかかる保有が、第34条8項（治療使用特例）に従って付与された TUE、または他の正当な事由に基づいていることを当該サポートスタッフが証明した場合は、この限りではない。
- (g) 禁止物質または禁止方法を不正取引した、またはその不正取引を企てること。
- (h) 禁止物質または禁止方法を投与した、または投与を企てた場合：競技会（時）において禁止物質もしくは禁止方法を競技者に投与した、もしくは投与を企てた場合、または、競技会外における禁止物質もしくは禁止方法を競技会外において競技者に投与した、もしくは投与を企てた場合。
- (i) 違反関与：他の人によるアンチ・ドーピング規則違反または本規則第40条12項(a)の違反に、支援、助長、援助、教唆、隠ぺい、その他の形で意図的に違反に関与した場合。
- (j) 特定の対象者との関わり：IAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング機関の管轄下にある競技者またはその他の人が、職務上の、またはスポーツと関連する立場で、以下のいずれかに該当するサポートスタッフと関わりを持った場合。
 - (i) IAAF、加盟団体、アンチ・ドーピング機関の管轄下において、資格停止期間中である人。
 - (ii) IAAF、加盟団体、アンチ・ドーピング機関の管轄下になく、本アンチ・ドーピング規則に基づく結果の管理過程において資格停止に関する手続きがなされていないが、仮に

原規程に準拠した規則が適用されればアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為により、刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きにおいて有罪を宣告されたか、かかる行為を行ったと認定されている人。かかる人への関わりが禁止される期間は、当該刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きによる決定から6年間、または当該刑事手続き、懲戒手続き、または職務上の手続きにより科された制裁措置の期間のいずれか長い方とする。

- (iii) 本規則第32条2項(j) i または ii に記載されている通りの個人の窓口または仲介者として行動している人。

禁止されている関わりの種類には、以下の例が含まれる。トレーニング、戦術、技術、または栄養もしくは医療上の助言を得ること、セラピー、治療、または処方を受けること、体内生成物を分析のために提供すること、サポートスタッフが代理人または代表者となることを認めること。禁止される特定の対象者との関わりを成立には、必ずしも何らかの形による報酬を伴うものである必要はない。

本条項が適用されるためには、競技者またはその他の人が、当該サポートスタッフとの関わりが禁止される状態にあること、および禁止に反して関わりを持った場合に科せられる措置について、IAAF、加盟団体、もしくは当該競技者もしくはその他の人を管轄するアンチ・ドーピング組織、またはWADAから、書面で通知されていること、ならびに当該競技者またはその他の人が関わりを合理的に回避できたことが必要である。IAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング組織は、競技者またはその他の人への通知に記載されるサポートスタッフに対し、当該サポートスタッフは本規則第32条2項(j) i および ii の基準が自分に該当しない旨を説明するため、15日以内にIAAF、加盟団体、またはアンチ・ドーピング組織に申し出てもよいということを通知するため、合理的な努力をするものとする。第47条(時効)にかかわらず、本条項は、当該サポートスタッフとの関わりが禁止される原因となった行為が、第48条(解釈)に定める発

効日より前に行われた場合にも適用される。本規則第32条2項(j) i および ii に示されるサポートスタッフとの関わりが職務上の、またはスポーツに関連する立場によるものではないことを証明する責任は、競技者またはその他の人が負うものとする。本規則第32条2項(j) i、ii、および iii に記載された基準を満たすサポートスタッフを認識している加盟団体およびアンチ・ドーピング組織は、当該情報を IAAF および WADA に提出するものとする。

第33条 ドーピングの立証

立証責任および立証の程度

1. アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを立証する責任は、IAAF、加盟団体、またはその他の追訴当局が負うものとする。立証の程度は、聴聞パネルが IAAF、加盟団体、またはその他の追訴当局の主張の重大性を考慮したうえで、アンチ・ドーピング規則違反が生じたことを無理なく納得できたか否かを基準とする。いずれのケースにおいても、ここに定める立証の程度は単なる証拠の優越だけでは不十分であるが、合理的疑いの余地がなくなるまでの立証は求められない。
2. 本アンチ・ドーピング規則においては、アンチ・ドーピング規則に違反したとされる競技者またはその他の人は、推定事項に対して反論したり、具体的事実または事情を証明したりする立証責任を有するが、この場合の立証の程度は、蓋然性のバランスによるものとする。

事実および推定事項の証明方法

3. アンチ・ドーピング規則違反に関する事実の証明は、告白、第三者の証拠、証人の証言、専門家の報告書、文書記録、アスリートバイオロジカルパスポートのような長期的プロファイリングによって導き出された結論、その他の分析情報等、信頼できるいかなる手段によっても行うことができる。

ドーピングのケースには、以下の立証規則が適用される。

- (a) 関連する学術団体との協議後に WADA に承認され、ピアレビューがなされた分析方法および閾値の設定は、科学的

に有効とみなされる。この科学的有効性の推定に対し異議を唱えようとする競技者またはその他の人は、かかる異議の前提条件として、まず異議の内容およびその根拠についてWADAに通知するものとする。CASも、自らの裁量により、WADAにあらゆる異議を通知することができる。CASパネルはWADAの要請があれば、当該異議を評価するに当たり適切な科学的専門家を任命して支援を受けるものとする。WADAはかかる通知を受領してから10日以内、およびCASの案件記録を受領してから10日以内に、かかる手続きにおいて、当事者として介入する、法廷助言人として参加する、または別途証拠を提供する権利を有するものとする。

- (b) WADA認定分析機関およびその他のWADA承認分析機関は、分析機関に関する国際基準に準拠して、検体の分析および管理の手続きを実施しているものと推定される。競技者またはその他の人は、かかる分析機関が分析機関に関する国際基準を遵守しなかったことが、違反が疑われる分析報告を招いた合理的な原因となりうることを証明することにより、かかる前提に反論することができる。競技者またはその他の人が、分析機関に関する国際基準からの逸脱が、違反が疑われる分析報告を招いた可能性があることを証明することにより、かかる前提に反論した場合、IAAF、その加盟団体、またはその他の追訴当局は、かかる逸脱が違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負う。
- (c) 他の国際基準、または本アンチ・ドーピング規則もしくはアンチ・ドーピング組織の規則に定められている他の規則または規範からの逸脱があつたとしても、かかる行為が、違反が疑われる分析報告または他のアンチ・ドーピング規則違反の原因となっていなければ、その証拠および結果は無効にはならない。他の国際基準または他のアンチ・ドーピング規則または規範を逸脱する行為が、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反または他のアンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となった可能

性があることを、競技者またはその他の人が証明した場合は、IAAF、その加盟団体、またはその他の手続遂行機関は、違反が疑われる分析報告、またはアンチ・ドーピング規則違反の事実に基づき、かかる逸脱によるものではないことを証明する責任を負う。

- (d) 管轄権を有する裁判所または専門的な懲戒裁定機関によって決定が下され、これに対して不服申し立てがなされていない場合、かかる決定によって証明された事実は、当該事実に関し、決定を受けた競技者またはその他の人にとって反証できない証拠となるものとする。ただし、かかる決定が自然的正義の原則に反していることを、当該競技者またはその他の人が証明した場合はこの限りではない。
- (e) 競技者またはその他の人に対し、聴聞会に出頭して、聴聞パネル、またはアンチ・ドーピング規則違反を申立てている IAAF、加盟団体、その他の追訴当局の質問に答えるようにとの要請が、合理的な時間の余裕をもって（直接、または聴聞パネルの指示による電話により）行われたにもかかわらず、当該競技者またはその他の人がかかる要請に応じることを拒否した場合、聴聞パネルは、アンチ・ドーピング規則違反を審議する聴聞会において、かかる事実を根拠に、当該競技者またはその他の人に対して不利な推論を引き出す場合がある。

第34条 禁止表

1. 本アンチ・ドーピング規則には、WADAが随時発行する禁止表が含まれる。

禁止表の発行および改訂

2. 禁止表は IAAF で入手できるようにし、IAAF ウェブサイトに掲載する。
3. 禁止表およびまたは禁止表に加えられた改訂部分に別途定められていない限り、禁止表およびその改訂版は、WADA がこれを発行した日から3カ月後に、IAAF が特段の行動をとるまでもなく、本アンチ・ドーピング規則の下で発効する。競技者およびそ

他の人はすべて、禁止表およびその改定の発効日から、特段の
手続きなしに、禁止表およびその改定に拘束されるものとする。
すべての競技者およびその他の人は、禁止表およびそのすべて
の改定の最新版を熟知しておく責任を負う。

禁止表に掲載された禁止物質および禁止方法

4. **禁止物質および禁止方法**：禁止表には、将来の競技会で競技能力を増強するおそれ、または隠蔽のおそれがあるために、常時（競技会（時）においても競技会外においても）ドーピングとして禁止されている禁止物質および禁止方法、ならびに競技会（時）に限定して禁止されている物質および方法を明記するものとする。禁止物質および禁止方法は、一般的なカテゴリー（例：蛋白同化薬）別に、または特定の物質または方法に具体的に言及することにより、禁止表に記載するものとする。
5. **特定物質**：本規則第40条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、蛋白同化薬、ホルモンおよびホルモン刺激物質、ホルモン拮抗薬、調節薬と禁止表に明示された物質を除き、すべての禁止物質は特定物質とみなす。特定物質の区分は禁止方法を含まない。
6. **新たな種類の禁止物質**：WADAが新たな種類の禁止物質を追加して禁止表の対象を広げる場合、WADA常任理事会は、新たに追加される禁止物質の一部またはすべてを、本規則第34条5項に定める特定物質とみなすか否かを定めなければならない。
7. 禁止表に含まれる禁止物質および禁止方法、禁止表における物質の位置づけ、ならびに常時禁止とするか競技会（時）に限定して禁止とするかについては、WADAの決定が最終的である。競技者もその他の人も、当該物質または方法が隠蔽薬ではない、または競技能力を増強する効果を持たない、健康リスクがない、もしくはスポーツ精神を損なうものではないという主張を根拠に、WADAの決定に異議を唱えることはできないものとする。

治療使用特例（TUE）

8. 禁止物質または禁止方法の使用を必要とする旨の診断書を所持している競技者は、本規則に基づき、TUEを申請しなければならない。TUEが付与されるのは、やむを得ない明確な必要性が

存在し、かつ当該競技者が競技上で有利にならない場合に限られる。

(a) **国際レベルの競技者**：国際レベルの競技者は、IAAFに TUE を申請しなければならない。

(i) 対象となる物質または方法について競技者が所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関）からすでに TUE を付与されており、当該 TUE が治療使用特例に関する国際基準に定められている基準を満たす場合は、IAAF はこれを承認するものとする。当該 TUE がかかる基準を満たさないと IAAF が判断し、その承認を拒否する場合は、IAAF はその旨を理由とともに速やかに当該競技者または所属陸連、あるいはその両方に通知するものとする。当該競技者はかかる通知から 21 日以内に当該事案を WADA に付託し審査してもらうことができる。事案が WADA の審査に付託された場合は、所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関）から付与されている TUE は、WADA による決定が下されるまで、国内競技会および競技会外検査において引き続き有効となる（ただし、国際競技会においては無効となる）。事案が WADA の審査に付託されなかった場合は、21 日間の審査期限が過ぎた時点で、当該 TUE はいかなる目的についても無効となる。

(ii) 対象となる物質または方法について競技者が所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関）からまだ TUE を付与されていない場合には、当該競技者は、必要性が生じたらすぐに IAAF に TUE を直接申請しなければならない。IAAF（または、IAAF に代わって当該申請を検討することに同意した所属陸連もしくは当該国ないしは地域において TUE を付与する所轄機関）が競技者の申請を却下する場合は、当該競技者に速やかにその旨を理由とともに通知しなければならない。IAAF は、競技者の申請を承認する場合には、当該競技者のみならずその所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機

関)にもその旨を通知しなければならない。所属陸連または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関は、IAAF の付与した TUE が治療使用特例に関する国際基準に定められた基準を満たさないと判断した場合には、当該通知から 21 日以内に、当該事案を WADA に付託して審査してもらうことができる。所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関）が事案を WADA の審査に付託した場合は、IAAF の付与した TUE は、WADA による決定が下されるまで、国際競技会および競技会外検査において引き続き有効となる（ただし、国内競技会においては無効となる）。所属陸連（または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関）が事案を WADA の審査に付託しなかった場合は、IAAF の付与した TUE は、21 日間の審査期限が過ぎた時点で、国内レベルの競技会においても有効となる。

- (iii) TUE の付与または承認を IAAF に求める申請は、その必要性が生じたらすぐに、またいかなる場合においても（緊急もしくは例外的な場合、または治療使用特例に関する国際基準の第4条3項が適用される場合を除く）、当該競技者が参加する次の競技会の少なくとも 30 日前には行わなければならない。詳しい申請手続きは、アンチ・ドーピング規定に定める通りである。IAAF は、TUE の付与申請または承認申請に対し判断を行うパネル（IAAF において TUE 付与を検討するための委員会（以下 TUE サブコミッション））を選任するものとする。IAAF TUE サブコミッション委員会は、アンチ・ドーピング規定に定められている手続きに従い、申請を速やかに評価し決定を下すものとする。この決定は IAAF の最終決定であり、WADA、および当該競技者の所属陸連を含め関連するアンチ・ドーピング機関に対し、ADAMS を通じて報告されるものとする。
- (b) 国際レベル以外の競技者：国際レベル以外の競技者が TUE を取得する場合は、所属陸連、または TUE を付与する機関として所属陸連が指定するその他の機関、もしくは所属陸連の

国または地域で TUE を付与する所轄機関に申請を行わなければならない。本規則の下で TUE を付与した場合、当該所属陸連は、(ADAMS またはその他の手段により) その旨を速やかに IAAF および WADA に報告する責任を有する。IAAF が国際レベル以外の競技者を検査する場合には、当該競技者の所属陸連 (または当該国もしくは地域において TUE を付与する所轄機関) から当該競技者に付与された TUE を承認しなければならない。

(c) TUE に関する決定に対する審査および不服申し立ては、アンチ・ドーピング規定に定められた条項に従って行われるものとする。

9. 禁止物質もしくはその代謝物ないしはマーカが存在する、あるいはその存在に関わらず禁止物質か禁止方法の使用、使用の企て、保有、投与、投与の企てがあっても、本アンチ・ドーピング規則および治療使用特例に関する国際基準に従って付与された TUE の条項に適合する場合には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。

第35条 検査およびドーピング捜査

1. 検査およびドーピング捜査の目的：検査およびドーピング捜査は、アンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。

(a) 検査は、本アンチ・ドーピング規則の定める禁止物質または禁止方法の存在／使用に対する厳格な禁止について、競技者の遵守 (または非遵守) に関し分析に基づく証拠を得るために行われるものとする。

(b) ドーピング捜査は以下の通り行われる。(i)非定型報告、ならびにアスリートバイオロジカルパスポートに基づく非定型報告および違反が疑われる報告に関連して、第37条9項および第37条10項にそれぞれ従い、第32条2項(a)または第32条2項(b)、あるいはその両方に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かを判定するために情報または証拠 (特に分析に基づく証拠を含む) を収集する目的で行われる。(ii)その他のアンチ・ドーピング規則違反となりうる事項に関連して、

第37条12項に従い、第32第2項(b)から第32条2項(j)までのいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かを判定するために情報または証拠（特に分析によらない証拠を含む）を収集する目的で行われる。

- (c) IAAFは、効果的で、知性的、かつ相応の検査配分計画の策定に活かし、特定対象者の検査を計画する、またはアンチ・ドーピング規則違反の可能性に対するドーピング捜査を行う、あるいはその両方のために、あらゆる利用可能なところからアンチ・ドーピングに関する情報を取得し、評価し、処理することができる。
2. 検査の範囲：資格停止期間中の競技者を含め、引退していない競技者は、いかなる競技者も、IAAF、加盟団体、または当該競技者に対し検査権限を有するアンチ・ドーピング機関により、時期と場所を問わず、検体の提出を求められることがある。
 3. IAAFは、本アンチ・ドーピング規則の適用を受けるすべての競技者に対し、競技会（時）および競技会外の検査権限を有する。それらの競技者には、国際競技会の参加者またはIAAFの規則に基づき開催される競技会への参加者、IAAF加盟団体もしくはその傘下の国内競技連盟の会員もしくはライセンスホルダーが含まれる。
 4. IAAFおよびその加盟団体は、本規則の下で、いずれかの加盟団体、他の加盟団体、WADA、政府機関、国内アンチ・ドーピング機関、その他、目的に適しているとみなされる第三者に対して、検査の実施を委託することができる。
 5. IAAFが検査の一部を（直接または国内陸連を経由して）国内アンチ・ドーピング機関に委託する、または、請け負わせる場合には、当該国内アンチ・ドーピング機関は、自らの費用負担において、追加の検体を採取すること、または追加の種類の分析を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取されたり、追加の種類の分析が行われたりした場合には、IAAFはその旨について結果も含めた通知を受けるものとする。
 6. IAAFおよびその加盟団体が行う検査に加えて（およびIAAFおよびその加盟団体が上記第35条3項の下で検査業務を委託した

場合は、その委託を受けた機関が行う検査に加えて)、競技者は以下の検査を受けなくてはならない場合がある。

- (a) WADA、または当該競技者が参加する競技会において検査を実施する権限を有する他の組織もしくは団体が行う競技会(時)検査。
- (b) 競技会外検査。 i WADAが実施するもの。 ii 競技者が所在している国または地域の国内アンチ・ドーピング機関が実施するもの。 iii IOCまたはその代行機関がオリンピック大会に関連して実施するもの。

ただし、単一の機関のみが、競技会の期間中に競技会会場において検査を主導し指示する責任を負うものとする。検体の採取は、国際競技会では IAAF (本規則第35条9項参照)、または、IAAFが単独で統制していない国際競技会では他の国際的スポーツ団体所轄組織(例えば、オリンピック競技大会についてはIOC、英連邦競技大会については英連邦競技大会連盟)により主導、指示、または監督されるものとする。IAAFまたは他の国際的スポーツ統括組織が国際競技会において検査を実施しないことを決定した場合は、かかる国際競技会が開催される国または地域の国内アンチ・ドーピング機関が、IAAFおよびWADAの承認を受けた上で、検査を企画し、実施することができる。

国際競技会以外のすべての競技会における検体の採取は、加盟団体によって主導され、指示されない場合には、当該国の国内アンチ・ドーピング機関によって主導され、指示されるものとする。競技大会の所轄組織の要請があった場合、競技会の期間中における競技会会場外での検査の実施は、当該所轄組織と連携して行われるものとする。

- 7. 競技会検査が終わり次第、IAAFおよびその加盟団体は、WADA クリアリングハウスを通してその旨を速やかに報告し(加盟団体が報告を行う場合は、かかる報告の写しを同時にIAAFに送付すること)、検査の無駄な重複を避ける。
- 8. 本規則のもとでIAAFおよびその加盟団体が検査を実施する場合は、その時点で効力を有するアンチ・ドーピング規定を確実

に遵守しなければならない。

競技会（時）検査

9. IAAFは、以下のすべての国際競技会において、競技会（時）検査を主導、指示、または監督する責任を有する。

- (a) ワールドアスレティックシリーズ競技会
- (b) 本規則第1条1項(e)にある国際招待競技会
- (c) IAAFパーミット大会
- (d) IAAFラベルロードレース
- (e) 医事アンチ・ドーピングコミッションの勧告を受けてカウンシルが決定するその他の国際競技会。

本規則第35条9項に定める国際競技会を網羅したリストは IIAF ウェブサイトに毎年掲載される。

10. カウンシルは、医事アンチ・ドーピングコミッションの勧告を受けて、上記の国際競技会において検査対象となる競技者の人数を決定する。検査対象となる競技者の抽出方法は以下のとおりとする。

- (a) 決勝順位を基準とする、および／または無作為抽出による。
- (b) 特定対象者の検査を含め、IAAFが自ら選んだ方法により、その一存で抽出する（実際の作業は、関連担当役員または団体が行う）。
- (c) 世界記録を更新した競技者、または同記録であった競技者。

11. IAAFが上記第35条4項の下で検査を委託している場合、IAAFは本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定がしかるべく適用されていることを確認するために、代表者1名を指名して当該国際競技会に派遣することができる。

12. IAAFは、関連団体（およびそれぞれの関連地域陸連）と協議したうえで、加盟団体の国内選手権大会または地域選手権大会の検査を実施したり、かかる検査の実施を補佐したりすることができる。

13. その他の場合は（ただしオリンピック大会でIOCが検査を実施するなど、国際的スポーツ団体所轄組織の規則に従って検査が実施されている場合を除く）、コントロールを実施する加盟団体、または競技会が開催されている国または地域の加盟団体が、

競技会（時）検査を主導、指示、または監督する責任を負う。上記第35条4項に従って加盟団体が検査を委託している場合、加盟団体は、国内または地域内で行われるかかる検査が、本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定に遵守していることを確認する責任を負う。

競技会外検査

14. IAAFは、原則として国際レベルの競技者に限定して競技会外検査を行うものとする。ただしIAAFは、いずれの競技者に対しても、その一存で随時競技会外検査を実施することができる。例外的な状況を除き、すべての競技会外検査は、競技者またはサポートスタッフ、または所属陸連に対する事前通知なしに実施する。IAAFにより作成された検査対象者登録リストに記載された競技者には、第35条19項に従って定められた居場所情報関連義務が科される。
15. 各加盟団体、加盟団体の役員、および加盟団体に所属するその他の人は、競技会外検査の実施に当たり、本規則の下で、IAAF（および状況に応じて他の加盟団体、WADA、または検査を実施する法的権限を有する他の団体）を補佐する義務を有する。加盟団体、加盟団体の役員、または加盟団体に所属するその他の人がかかる検査の実施を妨害、阻害または阻止したり、その他の方法で不当な改変を加えたりした場合は、本アンチ・ドーピング規則の下で制裁措置を科せられることがある。
16. 競技会外検査は、常時（競技会（時）においても競技会外においても）禁止されている物質および方法として禁止表に記載されている禁止物質および禁止方法を検出する目的、もしくはアスリートバイオロジカルパスポートの枠組みにおいて統計データを集積する目的、またはその両方の目的で、本アンチ・ドーピング規則の下で実施するものとする。
17. 検査対象者登録リストに記載された競技者ごとに、また加盟団体毎に、年に一度、競技会外検査の統計資料を公表する。

居場所情報

18. IAAFは、本規則およびアンチ・ドーピング規定の下で、居場所情報の提出が求められる競技者の検査対象者登録リストを作

成する。IAAFは検査対象者登録リストをウェブサイト上で公表するとともに、必要に応じて随時その見直し、更新を行うものとする。

19. 検査対象者登録リストに記載された各競技者には、アンチ・ドーピング規定の下で、居場所情報を提出することが求められる。居場所情報を提出する最終的な責任は、競技者1人1人に帰属する。ただし加盟団体は、IAAFまたは他の関連検査当局から要請を受けた場合、登録する競技者の正確な最新の居場所情報を収集することができるよう、協力に最善を尽くすとともに、かかる目的に則した具体的な条項を内部の規則または規定に盛り込むものとする。本規則に従って競技者が提出した居場所情報は、WADAならびに、アンチ・ドーピング規定の下で当該競技者を検査する合法的権限を有する他の団体との間で共有するものとする。ただしこの場合、かかる情報の使用目的はドーピングコントロールに限定するという条件が厳守されなければならない。
20. 検査対象者登録リストに記載された競技者が求められた居場所をIAAFに提出しなかった場合、アンチ・ドーピング規定の適用条件が満たされている場合、本規則第32条2項(d)の目的において、居場所情報提出義務違反が成立するものとみなされる。検査対象者登録リストに記載された競技者が申告した居場所で検査ができなかった場合、アンチ・ドーピング規定の適用条件が満たされている場合、第32条2項(d)の目的において、検査未了が成立するものとみなされる。競技者が任意の12カ月間に合計3回の居場所情報関連義務違反を犯した場合（居場所情報提出義務違反およびまたは検査未了の回数を合わせて3回になった場合）は、第32条2項(d)の下、アンチ・ドーピング規則違反が成立するものとみなされる。競技者を担当した他のアンチ・ドーピング機関が、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に準じて、当該競技者による居場所情報提出義務違反およびまたは検査未了を明らかにした場合、IAAFはかかる公表を根拠に、第32条2項(d)を適用することができる。
21. 検査対象者登録リストに記載された競技者またはサポートスタッフの一員もしくはその他の人が、故意に不正確なまたは虚

偽の居場所情報を提出した場合は、検体の採取を回避した、およびまたはドーピングコントロールのプロセスに不当な改変を加えた、または不当な改変を企てたものとみなされ、それぞれ本規則第32条2項(c)および第32条2項(e)への違反が成立する。加盟団体が、第35条19項の下で、IAAFに協力して居場所情報の収集に努めることが求められているにもかかわらず、または登録する競技者に代わって居場所情報を提出することに合意しているにもかかわらず、提出された居場所情報が最新かつ正確なものであることを確認しなかった場合は、第45条2項(e)への違反が成立する。

引退後または活動停止後の競技会への復帰

22. 検査対象者登録リストに記載された国際レベルの競技者が、引退を理由に、またはその他の事由で競技から身を引くことを理由に、以後競技会外検査を受けることを希望しない場合は、指定の書式を用いてIAAFに通知を提出しなければならない。また同一競技者が競技を再開するためには、競技に復帰したい意志を6カ月前に書面でIAAFに伝えるとともに、この期間にIAAFの競技会外検査に応じることができるよう、上記第35条19項に従ってIAAFに居場所情報を提出しなければならない。WADAは、IAAF、および当該競技者の国のアンチ・ドーピング機関と協議の上、6カ月前の書面による通知という要件の厳格な適用が競技者にとって明白に不公平となる場合には、その通知要件を適用しないことができる。第35条22項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。
23. 国際レベルの競技者が資格停止期間中に引退し、その後競技会へ復帰しようとする場合には、当該競技者は、IAAFに対し6カ月前に書面による通知（または当該競技者の引退した日において残存する資格停止期間が6カ月を超える場合、当該残存期間に相当する期間前の通知）をして検査を受けられるようにし、本規則第40条14項に定められた競技への復帰に関する義務を遵守するまで、競技してはならないものとする。

第36条 検体の分析

1. 本アンチ・ドーピング規則の下で採取された検体はすべて、以下に定める一般原則に従って分析するものとする。

認定分析機関および承認分析機関の使用

- (a) 本規則第32条2項(a)（競技者の検体において禁止物質または禁止方法が確認された場合）の目的において、検体は、WADA認定分析機関またはWADAにより承認されたその他の分析機関によってのみ分析されるものとする。第35条9項に従ってIAAFが採取した検体の送付先は、IAAFの承認を受けたWADA認定分析機関もしくはWADA承認分析機関（または状況に応じて血液分析機関もしくは移動検査施設）に限定されるものとする。

検体の分析の目的

- (b) 検体の分析は、禁止表に記載されている禁止物質および禁止方法の検出（ならびにWADAがその監視プログラムに従って定めることができるその他の物質の検出）のため、または、競技者の尿、血液もしくはその他の検体に含まれる関係するパラメータに関するDNA検査もしくはゲノム解析を含む検査実施の支援、あるいはその両方のため、またはその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検査から得られた関連情報は、特定対象者に対する検査の実施を指示するため、または、本規則第32条2項におけるアンチ・ドーピング規則違反を証明するため、またはその両方のために使用することができる。検体は、将来の分析を行うために採取され、保管することができる。

検体の研究

- (c) 競技者の書面による承諾を得ることなく、検体を研究目的に使用することはできない。（競技者の承諾を得た上で）第36条1項(b)に定めるもの以外の目的に検体を使用する場合は、競技者本人が特定されることがないように、本人に結びつく一切の手掛かりが検体から取り除かれなくてはならない。

検体分析・報告基準

- (d) 分析機関は、分析機関に関する国際基準に従って検体を分析し、その結果を報告するものとする。IAAFは、検査および

ドーピング捜査に関する国際基準に基づいて検査技術文書に記載された分析の項目よりも広範にその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

2. 競技会（時）および競技会外において IAAF の検査権限に基づいて採取された検体（および関連するデータ）はすべて、ただちに IAAF の所有に帰するものとする。
3. いずれかの段階において、検体の分析またはその結果の解釈に疑義または問題が生じた場合、分析機関（または血液分析機関もしくは移動検査施設）における分析責任者は、IAAF アンチ・ドーピング管理者と協議し、その指示をあおぐことができる。
4. いずれの段階においても、検体に関して疑義または問題が生じた場合、IAAF はかかる疑義または問題の解決に必要な検査を追加的に、あるいは別途実施することを求めることができる。IAAF はかかる検査の結果を根拠に、検体が、違反が疑われる分析報告または他のアンチ・ドーピング規則違反に該当するか否かの判断を下すことができる。
5. 本規則第 36 条 2 項に基づいて採取された検体は、IAAF または WADA（ただし IAAF の承諾を必要とする）から指示があった場合に限り、第 36 条 1 項 (b) の目的において、随時保管され、さらなる分析の対象とすることができる。陸上競技で採取されたその他の検体はすべて、検査機関または IAAF（ただし検査機関の承諾を必要とする）または WADA から指示があった場合に限り、再検査することができる。検体を再検査する場合の状況および条件については、分析機関に関する国際基準に準拠するものとする。
6. 分析の結果、禁止物質の存在、あるいは禁止物質または禁止方法の使用が認められた場合、WADA 認定分析機関はただちに、違反が疑われる分析報告または非定型報告を確認し、同機関の正式な代表者が署名を付した報告書中に暗号形式でその旨を記載したうえで、IAAF による検査の場合は IAAF に、国内検査の場合は当該加盟団体に（この場合は IAAF に写しを提出する）、報告書を送付するものとする。国内検査の場合、加盟団体は、WADA 認定分析機関から情報を受け取り次第、必ず 2 週間以内

に、違反が疑われる分析報告または非定型報告または使用の事実を、競技者の氏名と合わせて IAAF に連絡しなければならない。

第37条 結果管理

1. A検体について違反が疑われる分析報告または非定型報告を受け取った場合、または本アンチ・ドーピング規則に対する違反が立証された場合は、以下に定める結果管理手順を適用する。
2. 国際レベルの競技者の場合、IAAFアンチ・ドーピング管理者が結果管理手順を実施する。その他の場合は、競技者またはその他の人が所属する陸連の担当者または担当機関がかかる手順を実施する。競技者またはその他の人が所属する陸連の担当者または担当機関は、IAAFアンチ・ドーピング管理者に対してかかる手順の進捗状況を逐一報告しなければならない。また結果管理手順を実施する上で援助や情報が必要な場合は、随時 IAAF アンチ・ドーピング管理者に対してその要請を行うことができる。

本第37条ならびに第38条では、以下「IAAFアンチ・ドーピング管理者」という表記は、事情に応じて「加盟団体の担当者または担当機関」（または加盟団体が別の団体に結果管理業務を委託している場合は、かかる団体の担当者または担当機関）を指すものとして解釈し、また「競技者」という表記は、事情に応じて「サポートスタッフまたはその他の人」を指すものとして解釈する。

3. 違反が疑われる分析報告の審査：IAAFアンチ・ドーピング管理者は、違反が疑われる分析報告を受け取った場合、以下の判断を行うために審査を行うものとする。
 - (a) 違反が疑われる分析報告に対して TUEが適用されるか。
 - (b) アンチ・ドーピング規定または分析機関が国際基準から明らかに逸脱したことが、違反が疑われる分析報告の原因となっていないか。
4. 上記第37条3項に定める違反が疑われる分析報告の検討において、TUEが適用される、またはアンチ・ドーピング規定もしくは分析機関の国際基準からの逸脱行為が違反が疑われる分析報告の原因となっているとの結論が得られなかった場合、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、当該競技者に対して、速やかに

以下の内容を通知しなければならない。

- (a) 違反が疑われる分析報告。
- (b) 違反のあったアンチ・ドーピング規則。
- (c) 競技者が直接、または所属陸連を通して、違反が疑われる分析報告について IAAF に釈明するための期限。
- (d) 競技者には、ただちに B 検体の分析を要求する権利が認められている。かかる要求が行われなかった場合、B 検体の分析は放棄されたものとみなされる。また B 検体の分析を要求する場合、分析機関の費用は全額競技者の負担となるが、B 検体の分析結果が A 検体のそれと一致しなかった場合は、検査実施の責任を有する機関が費用を負担することも合わせて競技者に通知する。
- (e) IAAF または競技者からの要求を受けて B 検体の分析を行う場合は、その日時および場所は、違反が疑われる分析結果が競技者に通知された日から通常 7 日以内とする。検査予定日通知後、担当分析機関が予定されていた日に B 検体の分析を行うことができなくなった場合は、その日以降、当該分析機関にとって都合のよい最も早い日に検査日を変更することができる。その他の理由で B 検体の検査日を変更することはできない。
- (f) B 検体の分析を求めた場合、当該競技者およびまたはその代理人は、検査予定日時および場所において、B 検体の開封および分析に立ち会う権利を有する。
- (g) 競技者は、分析機関に関する国際基準の下で求められる情報も含め、A 検体および B 検体に関する分析機関の文書一式の写しを要求する権利を有する。

IAAF アンチ・ドーピング管理者は、競技者に対する上記通知の写しを当該加盟団体および WADA に送付するものとする。IAAF アンチ・ドーピング管理者が、違反が疑われる分析報告をアンチ・ドーピング規則違反として扱わないことを決定した場合は、競技者、競技者の国の国内アンチ・ドーピング機関、加盟団体、および WADA にその旨を通知するものとする。

5. 競技者は、B検体の分析を要求する権利を放棄して、A検体に対する違反が疑われる分析報告を受け入れてもよい。ただしIAAFが、かかる競技者のケースを検討するためにはB検体の分析が必要であると判断した場合、IAAFは随時B検体の分析を要求することができる。
6. 競技者およびまたはその代理人は、B検体の分析に立ち会い、その一部始終を見届けることができる。競技者の所属陸連の代表者、ならびにIAAFの代表者も、かかる分析に立ち会い、すべてを見届けることができる。B検体の分析を要求したとしても、当該競技者に対する暫定的資格停止処分は継続する。
7. 要請があれば、B検体の分析が終了し次第、分析機関の報告書一式と、分析機関に関する国際基準によって求められるすべての関連データの写しをIAAFアンチ・ドーピング管理者の元へ送付する。また要請があれば、かかる報告書ならびにすべての関連データの写しを競技者本人にも送付する。
8. B検体の分析機関の報告書を受け取り次第、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、必要に応じて、禁止表で求められている追跡調査を実施しなければならない。追跡調査完了後、IAAFアンチ・ドーピング管理者は速やかにその結果を当該競技者に通知するとともに、IAAFがアンチ・ドーピング規則違反があったと判断するの否か、あるいは今後その判断が覆えるの否かを連絡しなければならない。
9. 非定型報告の審査：分析機関に関する国際基準に従い、内因的にも生成されうる禁止物質の存在を非定型報告として報告するよう、分析機関に指示が与えられる場合がある。なお、非定型報告は、さらなるドーピング調査の対象となる。非定型報告を受け取った場合、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、以下の判断を下すため審査を実施するものとする。(a)非定型報告の原因は、本アンチ・ドーピング規則に基づいて付与された、または付与もしくは承認される予定のTUEの適用ではないか。(b)アンチ・ドーピング規定または分析機関に関する国際基準からの明らかな逸脱行為が、非定型報告の原因となっていないか。この審査において、TUEの適用、またはアンチ・ドーピング規定もしくは分

析機関に関する国際基準からの逸脱が非定型報告の原因となっているとの結論が得られなかった場合、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、必要なドーピング捜査を実施する、または実施させるものとする。このドーピング捜査の終了後には、当該非定型報告について、違反が疑われる分析報告としての処理が進められるか、または、当該競技者、当該競技者の国のアンチ・ドーピング機関、加盟団体、およびWADAに対し、違反が疑われる分析報告として処理されない旨の通知がなされるものとする。当該非定型報告について、違反が疑われる分析報告としての処理がなされる場合は、本規則第37条4項に従って、競技者に通知するものとする。IAAFアンチ・ドーピング管理者は、ドーピング捜査を終え、IAAFが非定型報告を問題にするか否かの決定を下すまでは、非定型報告についての通知を行わない。ただし以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

(a) 本規則第37条9項に基づくドーピング捜査を完了する前にB検体の分析を行う必要があるとの判断をIAAFアンチ・ドーピング管理者が下した場合、IAAFは当該競技者に通知したうえでB検体の分析を行うことができる。かかる通知には、非定型報告の内容ならびに、第37条4項(b)～(g)のうち、該当する情報を記載する。

(b) 近く国際競技会の開催を予定している主要競技大会機関、または国際競技会を控え、チームメンバー選出の期限に迫られているスポーツ団体より、かかる主要競技大会機関またはスポーツ団体が提出したリストに、未解決の非定型報告がある競技者が含まれているか否かを知らせてほしいとの要請がIAAFアンチ・ドーピング管理者に寄せられた場合、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、該当する競技者に非定型報告を通知したうえで、かかる競技者を特定するものとする。

10. アスリートバイオリジカルパスポートに基づく非定型報告およびアスリートバイオリジカルパスポートに基づく違反が疑われる分析報告の審査：IAAFのアスリートバイオリジカルパスポートプログラムに関する結果管理は、アンチ・ドーピング規定に定められている手続きに従って行われるものとする。IAAF

は、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、違反されたアンチ・ドーピング規則および違反とされる根拠について、競技者に速やかに通知するものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、本規則第43条2項に定める通り通知を受けるものとする。

11. **居場所情報関連義務違反の審査：**IAAFの検査対象者登録リストに記載された競技者によって明白な検査未了または居場所情報提出義務違反が発生した場合は、IAAFが、アンチ・ドーピング規定に定められた手順に従って、その結果管理を行う。IAAFまたはその代理となる者が競技者の検査を行おうとした結果、国内の検査対象者登録リストに記載された競技者によって明白な検査未了または居場所情報提出義務違反が発生した場合は、IAAFが、アンチ・ドーピング規定に従ってその結果管理を行う。別のアンチ・ドーピング機関またはその代理となる者が競技者の検査を行おうとした結果、国内の検査対象者登録リストに記載された競技者によって明白な検査未了または居場所情報提出義務違反が発生した場合は、かかるアンチ・ドーピング機関が、検査およびドーピング捜査に関する国際基準に従ってその結果管理を行う。本アンチ・ドーピング規則に基づくすべての居場所情報提出義務違反および検査未了に関する情報はADAMSを通じて提出されるものとし、他の関連するアンチ・ドーピング機関が利用できるようにされる。IAAFまたは他のアンチ・ドーピング機関（該当する場合は、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、第32条2項(d)の違反を主張する旨および当該主張の根拠について、当該競技者に速やかに通知するものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第43条2項に定める通り通知を受けるものとする。
12. **本条の規定の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の審査：**本条において別途規定が定められていない他のアンチ・ドーピング規則違反が疑われる事案においては、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、原規程に従って採択されたアンチ・ドーピング規範および規則が適用される場合に必要となる追加のドーピング捜査、または自ら必要と考える追加のドーピング

捜査を実施するものとする。IAAFアンチ・ドーピング管理者は、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、違反されたアンチ・ドーピング規則および違反とされる根拠について、当該競技者に速やかに通知するものとする。他のアンチ・ドーピング機関は、第43条2項に定める通り通知を受けるものとする。かかる判断が下った場合、当該競技者には、IAAFアンチ・ドーピング管理者が指定する期限までに、直接、または所属陸連を通して、アンチ・ドーピング規則違反の疑いについて釈明する機会が与えられる。

13. IAAFアンチ・ドーピング管理者は、加盟団体に対し、以下の(i)および(ii)を随時要求することができる。(i)加盟団体の管轄する1人または複数の競技者またはその他の人が本アンチ・ドーピング規則に違反したと疑われる事案について、ドーピング捜査(事情に応じ、当該加盟団体が所在する国または地域の国内アンチ・ドーピング機関または関連する国内の当局や団体、あるいはその両方との協力によるドーピング捜査)を実施する。(ii)かかるドーピング捜査に関する書面による報告を、IAAFアンチ・ドーピング管理者の指定した合理的な期間内に、IAAFに対して行う。18歳未満の者によるアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、またはアンチ・ドーピング規則違反に問われた複数の競技者に対しサポートスタッフが支援を行っていた場合には、いかなる場合にも、加盟団体の管轄下にあるサポートスタッフに対し、加盟団体によるドーピング捜査(およびドーピング捜査に関する書面によるIAAFへの報告)が自動的に行われるものとする。本条に基づくドーピング捜査を実施しなかったり実施を拒否したりした場合、またはIAAFアンチ・ドーピング管理者が指定した合理的な期限までにかかるドーピング捜査の報告書を提出しなかったり提出を拒否した場合は、加盟団体に対し、本規則第45条に基づく制裁措置が科されることがある。

14. IOC またはその他の総合競技大会組織による検査の結果管理: IOC またはその他の総合競技大会組織(例: 英連邦競技大会、パン・アメリカン競技大会の所轄機関)による検査については、競技者に対し、当該国際競技会での失効処分以上の制裁措置を

決定する場合に限り、IAAFが本アンチ・ドーピング規則に基づき結果管理を行う。

15. 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定：IAAFアンチ・ドーピング管理者は、指摘されているアンチ・ドーピング規則違反について上記に定めた通り競技者またはその他の人に通知する前に、以前のアンチ・ドーピング規則違反歴があるか否かを判断するために、ADAMSを照会し、必要があればWADAその他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。
16. 暫定的資格停止：本規則第37条3項、第37条4項、第37条9項に定める審査および通知の後、第37条4項(c)におけるIAAFアンチ・ドーピング管理者が指定した期限までに、当該競技者またはその所属陸連が、違反が疑われる分析報告に対して一切釈明を行わなかった場合、またはその釈明が不十分であった場合には、(違反が疑われる分析報告が特定物質に関するものである場合を除き) 競技者に対して速やかに資格停止処分が科される。ただしこの場合の資格停止処分は、所属陸連が当該競技者の事案について決定を下すまでの暫定的なものとする。国際レベルの競技者の場合は、IAAFアンチ・ドーピング管理者が資格停止処分を科す。その他の場合はすべて、当該競技者の所属陸連が、競技者本人に書面で通知することにより、適宜暫定的資格停止処分を科すものとする。あるいは競技者本人が所属陸連に書面で届け出を行って、自発的に資格停止処分を受けることもできる。競技者が、当該違反が汚染製品に関するものである可能性があることを証明した場合には、強制的な暫定的資格停止は取り消されることがある。IAAFアンチ・ドーピング管理者が、汚染製品に関する競技者またはその他の人の主張を検討したが、強制的な暫定的資格停止を取り消さないことを決定した場合は、この決定に不服申し立てを行うことができないものとする。
17. 違反が疑われる分析報告が特定物質に関するものである場合、または違反が疑われる分析報告以外の形でアンチ・ドーピング規則違反が疑われる場合であって、IAAFが指定した期限までに、当該競技者が、違反が疑われる分析報告に対して一切釈明を行わなかった場合、またはその釈明が不十分であった場合に

は、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、当該競技者の所属陸連が当該事案について決定を下すまでの間、当該競技者に対して暫定的資格停止処分を科することができる。暫定的資格停止処分は、本アンチ・ドーピング規則に基づき競技者に通知が行われた日から発効するものとする。あるいは競技者本人がIAAFに書面で届け出を行って、自発的に資格停止処分を受けることもできる。競技者が第37条16項に基づく強制的な暫定的資格停止の結果に至らないアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けたすべての場合において、当該競技者は、当該案件の解決まで暫定的資格停止を受諾する機会の提供を受けるものとする。

18. アスリートバイオロジカルパスポートプログラムに基づく違反が疑われる分析報告があった場合で、IAAFがアンチ・ドーピング規定に則ってアンチ・ドーピング規則違反の疑いとして手続きを進める場合は、IAAFアンチ・ドーピング管理者は、これと同時に、当該競技者の所属陸連が当該事案について決定を下すまでの間、当該競技者に対して暫定的資格停止処分を科することができる。暫定的資格停止処分は、本アンチ・ドーピング規則に基づき競技者に通知が行われた日から発効するものとする。あるいは競技者本人がIAAFに書面で届け出を行って、自発的に資格停止処分を受けることもできる。
19. 加盟団体が暫定的資格停止処分を科した場合、または競技者が自発的に資格停止処分を受けた場合、加盟団体はその旨を速やかにIAAFに確認するものとする。これを受けて、以下に定める懲戒手続きが競技者本人に適用されるものとする。自発的資格停止処分は、その旨を確認した競技者からの文書をIAAFが受領した日からのみ発効するものとする。加盟団体が前記の定めを反してしかるべき暫定的資格停止処分を適用していないとIAAFアンチ・ドーピング管理者が判断した場合は、IAAFアンチ・ドーピング管理者が自らかかる暫定的資格停止処分を科すものとする。IAAFアンチ・ドーピング管理者は暫定的資格停止処分を科したらすぐに、加盟団体に対して資格停止処分を通知するものとする。これを受けて加盟団体は以下に定める懲戒手続きを開始しなければならない。

20. A検体の違反が疑われる分析報告を根拠に暫定的資格停止処分が科された（または自発的に受け入れられた）場合で、その後（IAAFまたは当該競技者からの要請を受けて）B検体の分析が実施され、その結果がA検体の分析結果と一致しなかった場合、それ以降、本規則第32条2項(a)（競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合）への違反を理由とした暫定的資格停止処分は当該競技者に適用されないものとする。競技者（または事情に応じて競技者のチーム）が本規則第32条2項(a)に違反したとして競技会から除外されていた場合で、その後に行われたB検体の分析結果がA検体の分析結果と一致しなかった場合は、その時点において当該競技者またはそのチームが、競技会にそれ以外の点で支障をきたすことなく復帰することが可能であれば、継続して競技会に参加することができる。
21. アンチ・ドーピング規則違反が発生したという主張がなされる場合、アンチ・ドーピング規則違反が発生したという主張が撤回される場合、暫定的資格停止が科される場合、資格停止処分が自発的に受け入れられる場合、または、聴聞会の開催なしに制裁が科されることについて競技者が合意した場合は、すべての場合において、第42条に基づき不服申し立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関への通知がなされるものとする。
22. 結果管理手続きが進められている最中に競技者が引退したとしても、本規則第37条2項により本アンチ・ドーピング規則に基づく結果管理手続きに責任を有する組織は、結果管理手続きを最後まで行う権限を有する。結果管理手続きが開始される前に競技者が引退したとしても、当該競技者によるアンチ・ドーピング規則違反が発生した時点で当該競技者に対して本アンチ・ドーピング規則の下で結果管理を行う権限を有していた組織は、結果管理を実施する権限を有する。

第38条 公正な聴聞会を受ける権利

1. すべての競技者は、本アンチ・ドーピング規則の下で制裁措置が決定される前に、所属陸連の裁定機関による聴聞会を要求する

権利を有する。上記第4条3項に従い、国外の陸連の資格を得た競技者は本国の所属陸連の裁定機関か、本人が資格を有する加盟団体の裁定機関のいずれかによる聴聞会を要求する権利を有する。聴聞会の手続きにおいては、最低限、合理的な期間内に公正かつ公平な聴聞パネルによる公正な聴聞会を提供するものとする。下記第43条に定める通り、資格停止期間が科される場合の具体的な理由の説明を含め、理由を明示した適時の決定が、一般開示されるものとする。

2. 競技者には、当人の釈明が却下された旨、あるいは上記第37条の下で暫定的資格停止処分が適用される旨が通知される時には、聴聞会を要求する権利が認められていることも伝えられる。競技者が、所属陸連または他の関連団体に対し、かかる通知を受けた日から14日以内に、聴聞会を要求する意思があることを書面で伝えなかった場合は、聴聞会を要求する権利を放棄し、かかるアンチ・ドーピング規則違反を犯したことを認めたものとみなされる。当該加盟団体は、5就業日以内に、IAAFに対して書面でこの旨を確認連絡する。
3. 競技者より聴聞の要請があった場合、聴聞会は遅滞なく開催され、当該競技者が加盟団体に聴聞要請を行った日から2カ月以内に終了されるものとする。加盟団体は、聴聞会の対象となっている事案について、その状況をIAAFに逐一報告するとともに、すべての聴聞会の日程を確定し次第、IAAFに知らせるものとする。IAAFはオブザーバーとしてすべての聴聞会に立ち会う権利を有する。ただしIAAFが聴聞会に参加したり、別の形で審議に関与したりしたとしても、そのために、下記第42条の下で、加盟団体の決定に対してCASに不服申し立てする権利が損なわれることはない。加盟団体が2カ月以内に聴聞を終了しなかった場合、または聴聞を終えても合理的な期間内に決定を下さなかった場合、IAAFは決定期限を設定することができる。いずれの場合においてもその期日が守られなかったときには、IAAFはその判断により、対象者が国際レベルの競技者である場合はCASが指名する1名の調停者に直接、本件を付託することができる。この場合は、CASの規則（不服申し立て手続きに適用される規則で、不

服申し立て期限を定めないもの)に従って処理が行われる。聴聞会は当該加盟団体の責任および費用負担で実施するものとする。また下記第42条の下で、かかる単一の調停者が下す決定に対して、CASに不服申し立てすることができる。加盟団体が、本規則に反して、2カ月以内に競技者のために聴聞会を開催しなかった場合は、本規則第45条に基づき制裁措置が科されることがある。

4. 競技者は、本アンチ・ドーピング規則に違反したことを書面で認めるとともに、本規則第40条に定める措置を受け入れることにより、聴聞会を放棄することができる。競技者が本規則第40条の下で措置を受け入れたために聴聞会が開催されなかった場合、当該加盟団体は措置についての競技者の受諾を関連機関における決定理由とともに追認し、決定がなされてから5就業日以内にIAAFへ決定書を1部送付しなければならない。本アンチ・ドーピング規則の下で競技者が措置を受け入れた上で加盟団体が下した決定に対しては、下記第42条の下で不服申し立てすることができる。
5. 競技者の聴聞会は、加盟団体が組織する裁定機関、または加盟団体が権限を付与する裁定機関が実施する。加盟団体が聴聞会の実施を(内外の)団体、委員会、もしくは裁定機関に委託した場合、または他の理由により、加盟団体外の国内の団体、委員会、もしくは裁定機関が本規則の下で競技者のために聴聞会を開く責任を負う場合は、下記第42条の目的において、かかる団体、委員会、もしくは裁定機関の決定を加盟団体の決定とみなし、第42条に「加盟団体」と表記されている部分は、かかる団体、委員会、もしくは裁定機関を指すものとして理解する。
6. 競技者の事案に関する聴聞会において、該当する裁定機関は、アンチ・ドーピング規則違反の有無を最初に検討する。加盟団体または他の手続遂行機関は、裁定機関が無理なく納得できる形でアンチ・ドーピング規則違反を証明する責任を有する(第33条1項参照)。
7. 当該加盟団体の裁定機関がアンチ・ドーピング規則違反は発生していないという決定を下した場合、その日から5就業日以内に、

IAAFアンチ・ドーピング管理者に（かかる決定の理由を記した文書の写し、および決定に関連する案件資料一式とともに）その決定を書面で通知するものとする。その後ドーピング再調査委員会が当該事案の審査を行い、下記第42条17項に基づき事案をCASの仲裁に付託するか否かの判断を下すものとする。ドーピング再調査委員会が同件をCASの仲裁に付託することを決定した場合、同委員会は同時に事情に応じ、CASにより当該不服申し立てが解決されるまでの間、当該競技者に対して暫定的資格停止処分を再度適用することができる。

8. 当該加盟団体の裁定機関が、アンチ・ドーピング規則違反が発生したという決定を下した場合、資格停止期間が科される前に、競技者は、当該事案において特段の事由がなければ適用される資格停止期間について、本規則第40条5項、第40条6項、および第40条7項に基づく取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があることを証明する機会を持つものとする。
9. 国際レベルの競技者が関与する事案の場合、資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由の有無については、ドーピング再調査委員会が判断を下す（本規則第38条13項参照）。
10. 競技者が自分の事案において資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があることを証明しようとする場合、当該裁定機関は、提出された証拠に基づき、かかる事由があるか否かの判断を行うものとする。
11. 提出された証拠を検討した結果、裁定機関が、当該競技者の事案において資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由がないと判断した場合、本規則第40条に定める資格停止を適用するものとする。加盟団体は、裁定機関が判断を下した日から5就業日以内に、IAAFおよび競技者本人に対してかかる判断を書面で通知するものとする。
12. 提出された証拠を検討した結果、裁定機関が、当該競技者の事案において資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があると判断した場合、それが国際レベルの競技者が関与する事案であれば、裁定機関は以下の措置をとるもの

とする。

- (a) 当該事由のうち1つまたは複数が存在することを証明すると裁定機関が考える資料または証拠一式、あるいはその両方を添えて（事務局長経由で）、当該事案をドーピング再調査委員会に付託する。
- (b) 当該競技者またはその所属陸連、あるいはその両方に、裁定機関がドーピング再調査委員会に当該事案を付託したことを支持するよう、または、かかる付託を支持する旨の独自の意見書を提出するよう求める。
- (c) 資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるか否かについてドーピング再調査委員会が決定を下すまでの間、当該競技者の聴聞会を延期する。

当該競技者が暫定的資格処分を受けている場合は、ドーピング再調査委員会の決定を受け取るまでの間、引き続き暫定的資格停止処分が適用される。

13. 裁定機関より付託を受けた場合、ドーピング再調査委員会は、競技者の主張する根拠に基づいて資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるか否かについてのみ、提出された文書資料を参照して検討を行う。ドーピング再調査委員会は以下の権限を有する。

- (a) Eメール、電話、ファックスを通して、または直接関係者と対面して、事案に関する意見交換を行う。
- (b) 更なる証拠や文書の提出を求める。
- (c) 競技者にさらに詳しい説明を求める。
- (d) 必要であれば、同委員会の検討の場に競技者の立ち会いを求める。

ドーピング再調査委員会は、提出された文書資料（追加された証拠もしくは文書、または競技者による追加説明を含む）を審査し、場合に応じて資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるか否か、および、かかる事由があるとする場合にはその根拠について判断を下すものとする。かかる判断は、事務局長により書面で加盟団体に伝えられるものとする。

14. ドーピング再調査委員会が、資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由は存在しないという判断を下した場合、かかる判断は当該裁定機関を拘束し、同裁定機関は、本規則第40条に定める制裁措置を科すものとする。加盟団体は、裁定機関の決定が下された日から5就業日以内に、IAAFおよび競技者本人に、かかる決定を書面で通知するものとする。なお裁定機関の決定には、ドーピング再調査委員会の判断が盛り込まれるものとする。
15. ドーピング再調査委員会が、競技者の主張する根拠に基づいて資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるという判断を下した場合、当該裁定機関は本規則第40条に従い、ドーピング再調査委員会の判断に応じて競技者への制裁措置を決定する。加盟団体は、裁定機関の決定が下された日から5就業日以内に、IAAFと当該競技者にかかる決定を書面で通知し、かかる決定に関する案件記録一式をIAAFに送付するものとする。
16. 競技者は、資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるか否かに関するドーピング再調査委員会の決定を審査するよう、CASに求める権利を持つものとする。
17. 国際レベルの競技者が関与していない事案においては、裁定機関が、資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があるか否かを判断し、その判断に従って競技者の資格停止についての決定を行う。加盟団体は、裁定機関の決定が下った日から5就業日以内に、IAAFおよび競技者本人にかかる決定を書面で通知する。裁定機関が当該競技者の事案において資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由があると判断した場合、裁定機関は、かかる結論の根拠となる事実を書面にて十分説明し、決定に関する案件記録一式をIAAFに送付するものとする。
18. 本条の適用を受ける事案においてはいかなる場合も、聴聞会による理由を明示した決定、または聴聞を受ける権利を放棄した場合に講じられた処分を説明した決定が、第43条6項に定める通り、第42条5項および第42条6項に基づき不服申し立てを

行う権利を有する当該競技者ならびにその他のアンチ・ドーピング機関に対し、加盟団体から提供されるものとする。

19. アンチ・ドーピング規則違反が主張されている事案は、最初の聴聞会の決定への不服申し立て権利を有する IAAF、競技者、WADA、およびアンチ・ドーピング機関が同意すれば、これに先立つ聴聞会を開催することなく、CASが直接聴聞会を開くことができる。

第39条 該当大会における個人成績の自動的失効

競技会検査に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、該当する大会において当該競技者が得た個人の成績は自動的に失効し、当該競技者に対しては、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することを含め、あらゆる相応の措置が講じられる。

第40条 個人に対する制裁措置

アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会における個人の成績の失効

1. 競技会の開催中に、または競技会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、該当する競技会において当該競技者が得た個人の成績はすべて失効し、当該競技者に対しては、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することも含め、あらゆる相応の措置が講じられるものとする。ただし以下に定める場合は、この限りではない。

競技者本人が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないことを立証できた場合には、アンチ・ドーピング規則違反が生じた種目以外の大会において競技者が出した結果が、かかる違反行為の影響を受けていないとみなされれば、他の大会における当該競技者の個人結果は失効しない。

禁止物質および禁止方法の存在、使用、使用の企て、または保有を理由とする資格停止処分

2. 本規則第32条2項(a) (競技者の検体において禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在が確認された場合)、第32条2項

(b) (競技者が禁止物質または禁止方法を使用した場合、または使用を企てた場合)、または第32条2項(f) (禁止物質または禁止方法を保有していた場合) に対する違反が発生した場合、資格停止の期間は以下の通りとする。ただし、下記第40条5項、第40条6項、または第40条7項に従い、資格停止期間の短縮または猶予が適用される可能性がある。

(a) 資格停止期間は、次に掲げる場合には4年間とする。

(i) アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合。ただし、競技者またはその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を証明できた場合を除く。

(ii) アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連し、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨を証明できた場合。

(b) 第40条2項(a)が適用されない場合、資格停止期間は2年間とする。

3. 「意図的」という用語は、第40条2項および第40条4項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者を指す。従って、当該用語の使用に当たっては、競技者またはその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反に相当することを認識しつつその行為を行った場合、または、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反に相当したり、結果としてアンチ・ドーピング規則違反に至ったりする重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した場合であることが要件となる。競技会(時)においてのみ禁止された物質に関し違反が疑われる分析報告があった結果としてアンチ・ドーピング規則違反に問われている事案において、当該物質が特定物質であって、この禁止物質が競技会外で使用された旨を競技者が証明できれば、違反は「意図的」ではないという反証可能な推定がなされるものとする。競技会(時)においてのみ禁止されている物質に関して違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反が問われている事案は、当該物質が特定物質ではなくて、この禁止物質が競技力を上げるものではないとする状況において競技会

外で使用された旨を競技者が証明できれば、違反は「意図的」と判断されないものとする。

その他のアンチ・ドーピング規則違反を理由とする資格停止処分

4. 本規則第40条2項に定めるもの以外のアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、資格停止期間は以下の通りとする。ただし、第40条6項または第40条7項が適用される場合は、この限りではない。

- (a) 本規則第32条2項(c) (検体の採取の回避、拒否または不履行) または本規則第32条2項(e) (ドーピングコントロールの一部に不当な改変を施した、または不当な改変を企てた場合) に対する違反が発生した場合、資格停止の期間は4年間とする。ただし、検体の採取の不履行があった場合に、(第40条3項で定義するところにより) アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を競技者が証明できた場合はこの限りではなく、その場合には資格停止期間は2年間とする。
- (b) 本規則第32条2項(d) (居場所情報関連義務違反) に対する違反が発生した場合、資格停止の期間は2年間とする。ただし、競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更や検査の対象となることを避けようとしていたことが疑われたその他の行為に対しては適用されない。
- (c) 本規則第32条2項(g) (禁止物質または禁止方法を不正取引した場合、またはその不正取引を企てた場合) または本規則第32条2項(h) (禁止物質または禁止方法を競技者に投与した場合、またはその投与を企てた場合) に対する違反が生じた場合は、最短で4年の資格停止、最高で永久資格停止処分を科すものとする。本規則第32条2項(g) または第32条2項(h) に基づくアンチ・ドーピング規則違反であって、18歳未満の者が関連している場合はとくに重大な違反とみなされ、特定物質に関する違反以外の違反がサポートスタッフの行為によって発生した場合は、かかるサポートスタッフに永久資格停止処分を科すものとする。さらに、本規則第32条2項(g) または第32条2項

(h)に対する違反がスポーツ以外の法令違反にも及んだ場合は、管轄の行政機関、専門機関、または司法機関にその旨を通報する。

(d) 本規則第32条2項(i)に対する違反(違反関与)が生じた場合、違反の重大性に応じて、最短で2年の資格停止、最長で4年の資格停止処分を科すものとする。

(e) 本規則第32条2項(j)に対する違反(特定の対象者との関わり)が生じた場合、2年の資格停止処分が科されるが、競技者またはその他の人の過誤の程度および事案の状況に応じて、最短で1年の資格停止まで短縮される。

過誤または過失がない場合における資格停止期間の取り消し

5. 競技者またはその他の人が、当該事案において自分には過誤または過失がないことを証明した場合、かかる証明がなければ科せられていた資格停止期間は取り消される。18歳未満の者である場合を除き、本規則第32条2項(a)(競技者の検体において禁止物質が確認された場合)に違反して競技者の検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ存在が確認された事案において、過誤または過失がないことを証明しようとする競技者は、資格停止期間を取り消してもらうためには、禁止物質が自らの体内に入った経緯について証明しなければならない。

重大な過誤または過失がない場合における資格停止期間の短縮

6.(a) 第32条2項(a)、(b)または(f)の違反に基づく特定物質または汚染製品に関する制裁措置の短縮

(i) 特定物質：アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連する場合において、競技者またはその他の人が、重大な過誤または過失がないことを証明できるときには、資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止とする。

(ii) 汚染製品：競技者またはその他の人が、重大な過誤または過失がないことを証明できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により、最短で資格

停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止とする。

- (iii) 18歳未満の者である場合を除き、本規則第32条2項(a)（競技者の検体において禁止物質が確認された場合）に違反して競技者の検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ存在が確認された事案において、過誤または過失がないことを証明しようとする競技者は、資格停止期間を短縮してもらうためには、禁止物質が自らの体内に入った経緯について証明しなければならない。
- (b) 第40条6項(a)が適用される事案以外における「重大な過誤または過失がないこと」の適用：競技者またはその他の人が、第40条6項(a)が適用されない個別の事案において、第40条7項に定めるさらなる資格停止期間の短縮または取り消しを前提として自らに重大な過誤または過失がないことを証明した場合には、かかる証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、競技者またはその他の人の過誤の程度により短縮することができる。ただし、本項の適用により短縮された後の資格停止期間は、証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ってはならない。証明がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間が永久にわたる場合には、本項に基づき短縮された後の資格停止期間は8年を下回ってはならない。18歳未満の者の場合を除き、本規則第32条2項(a)（競技者の検体において禁止物質が確認された場合）に違反して競技者の検体において禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ存在が確認された場合、競技者は、資格停止期間を短縮してもらうためには、禁止物質が自らの体内に入った経緯について証明しなければならない。

過誤の有無・程度以外の理由による、資格停止期間またはその他の措置の取り消し、短縮または猶予

- 7.(a) アンチ・ドーピング規則違反を発見または証明するための実質的な支援
- (i) 加盟団体の裁定機関は本規則第42条に基づく最終不服申し立て決定または不服申し立て期間（本規則第38条9項の下

で国際レベルの競技者がドーピング再調査委員会に審議を付託している場合は、その状況に応じるものとする) 満了までに、競技者やその他の人が IAAF や所属陸連、アンチ・ドーピング機関、刑事司法機関、懲戒機関に実質的な援助を行った個々のケースで、裁定機関は資格停止期間の一部を猶予することができる。(i) 競技者またはその他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を IAAF、所属陸連もしくはアンチ・ドーピング機関が発見もしくは該当手続きを提起された場合、または(ii) 刑事犯罪もしくは職務規程違反を刑事司法機関もしくは懲戒機関が発見、もしくは該当手続きを提起され、実質的な支援を提供した人から提供された情報が IAAF に利用可能となった場合。本規則第 42 条に基づく最終的不服申し立て決定または不服申し立ての期間満了の後においては、ドーピング再調査委員会が競技者またはその他の人の資格停止期間を猶予することを判断し、かつ WADA がこれを承認した場合にのみ、加盟団体が猶予を適用することができる。ドーピング再調査委員会が、実質的な支援はなかったと判断した場合、かかる判断は当該加盟団体を拘束し、この場合、資格停止期間の執行停止は行われぬ。一方ドーピング再調査委員会が、実質的な支援があったと判断した場合、当該加盟団体は執行を停止する資格停止期間を決定する。かかる実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間に対し、どの程度の猶予がなされるかは、競技者またはその他の人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性、および競技者またはその他の人によりスポーツ、特に陸上競技におけるドーピングの根絶のために提供された実質的な支援の重要性に基づいて決定されるものとする。資格停止期間は、実質的な支援およびそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の4分の3を超えては猶予されない。かかる支援がなければ永久資格停止処分が科せられていた場合、本規則に定める執行停止期間を除く資格停止期間は8年以上とする。競技者またはその他の人が継続的に協力せず、資格停止期間の猶予の

根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合は、加盟団体は元の資格停止期間を復活させるものとする。加盟団体が、猶予された資格停止期間を復活させる、または復活させない決定を下した場合は、本規則第42条に基づき不服申し立てを行う権利を有するいかなる人も、当該決定に対して不服申し立てを行うことができる。

- (ii) IAAF、またはアンチ・ドーピング規則違反を行った（または、行ったと主張される）競技者またはその他の人の要請にて競技者またはその他の人によるアンチ・ドーピング機関への実質的な支援の提供をさらに促すために、WADAは本規則第42条に基づく最終的不服申し立て決定の後を含め、結果管理の過程のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して、WADAが適切と判断する内容の猶予を承認することができる。例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他の措置に関し、本条に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、資格停止期間を設けないことや、賞金の返還もしくは罰金・費用の支払を命じないことについても、WADAは承認することができる。WADAによる承認は、本条で別途定める通り、制裁措置の復活の対象となるものとする。本規則第42条に関わらず、本規則の状況におけるWADAの決定は、他のアンチ・ドーピング機関による不服申し立ての対象とはならないものとする。
- (iii) 加盟団体が本条に基づき、実質的な支援を理由として、かかる支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根拠づける正当な理由を、速やかに書面により、IAAFならびに本規則第42条5項および第42条6項に基づき不服申し立てを行う権利を有するその他の関係者に対して提供するものとする。WADAは、アンチ・ドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、実質的な支援に関する合意もしくは提供されている実質的な支援の性質についての開示を制限または

遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限を、IAAFに与えることができる。

- (b) 他の証拠が存在しない状況で、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を告白した場合：

競技者またはその他の者が、アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体採取の通知を受け取る前に（または本規則第32条2項(a)以外のアンチ・ドーピング規則違反の場合は、本規則第37条の下で認めた違反行為について最初の通知を受け取る前に）、自発的にアンチ・ドーピング規則に違反したことを告白した場合で、その時点で他に違反を裏付ける信頼するに足る証拠がない場合は、資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮後の期間が、当該事情がなければ適用されていた資格停止期間の半分を下回ってはならない。

- (c) 第40条2項または第40条4項(a)に基づき制裁措置が科される違反について初めて問われた後における、アンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認：

本規則第40条2項または第40条4項(a)（検体の採取を回避、拒否、またはドーピングコントロールに不当な改変を施した場合）に基づく1回目のアンチ・ドーピング規則違反により4年間の制裁措置を科される可能性のある競技者またはその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反に初めて問われた後に速やかに違反を自認することにより、かつWADAおよびIAAF双方の承認および裁量に基づき、違反の重大性および競技者またはその他の人の過誤の程度により、最短2年間となるまで資格停止期間の短縮を受けることができる。速やかな自認は厳格に適用されるものとし、本規則に基づくアンチ・ドーピング規則違反についての釈明書提出期限としてIAAFアンチ・ドーピング管理者が定める日を過ぎる前、かつ、いかなる場合においても、違反の通知後から当該競技者が再度競技に参加する前までの自認を指すものとする。競技者またはその他の人が、第40条2項または第40条4項(a)に基づき2回目のアンチ・ドーピング規則違反に初めて問われた後、速やかに違反を自認した場合は、WADAおよびIAAF双方の承認お

よび裁量に基づき、違反の重大性および競技者またはその他の人の過誤の程度により、速やかな自認がなければ適用されたであろう第40条8項(a)に基づく計算による資格停止期間の2分の1を最短として、資格停止期間の短縮を受けることができる。3回目のアンチ・ドーピング規則違反においては、速やかな自認があっても、資格停止期間の短縮は行われぬものとする。

(d) 制裁措置の軽減に関する複数の根拠の適用：

競技者またはその他の人が、第40条5項、第40条6項または第40条7項における1つ以上の規定に基づき、制裁措置の軽減について権利を有することを証明した場合には、本規則第40条7項に基づく短縮または猶予の適用前に、第40条2項、第40条4項、第40条5項および第40条6項に従って、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間を決定するものとする。競技者またはその他の人が資格停止期間の短縮または猶予の権利を第40条7項に基づき証明した場合には、資格停止期間は、短縮または猶予できる。ただし、短縮または猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用されたであろう資格停止期間の4分の1を下回ってはならない。

複数回の違反

8.(a) 競技者またはその他の人による2回目のアンチ・ドーピング規則違反についての資格停止期間は、以下のうち、最も長い期間とする。

(i) 6カ月間

(ii) 1回目のアンチ・ドーピング規則違反について科された資格停止期間の2分の1。ただし、本規則第40条7項に基づく短縮を考慮しない。

(iii) 2回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも初回の違反であるかのように取り扱った上で、それに適用可能な資格停止期間の2倍。ただし、本規則第40条7項に基づく短縮を考慮しない。

上記において定まった資格停止期間は、本規則第40条7項の適用により、さらに短縮されることがある。

- (b) 3回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3回目のアンチ・ドーピング規則違反が本規則第40条5項もしくは第40条6項に基づく資格停止期間の取り消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、第32条2項(d)に対する違反に関するものである場合はこの限りではなく、これらに該当する場合には、資格停止期間は最短で8年、最長で永久とする。
- (c) 競技者またはその他の人が過誤または過失がないことを証明したアンチ・ドーピング規則違反は、本条において従前の違反とは判断されないものとする。
- (d) **潜在的な複数回の違反に対する追加規則**
- (i) 本規則第40条8項に基づいて制裁措置を適用する場合、競技者またはその他の人が2回目のアンチ・ドーピング規則違反を犯したとみなされるのは、当該競技者またはその他の人が本規則第37条に基づいて通知を受け取った後に、または1回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知を行うために合理的な努力がなされた後に、2回目の規則違反を犯したことが立証できる場合に限るものとする。かかる立証ができない場合は、当該2回の違反を合わせて1回の違反行為が成立するものとみなし、当該2回の違反に対する制裁措置のうち、重い方の違反を基準に、制裁措置を適用するものとする。
- (ii) 1回目のアンチ・ドーピング規則違反の裁定が下った後に、当該競技者またはその他の人が、1回目の違反の通知を受ける前に別のアンチ・ドーピング規則違反を犯していた事実が明らかになった場合は、当該2回の違反が同時に審議されていた場合に科せられたはずの制裁措置に基づいて、制裁措置を追加的に適用することとする。また早い方のアンチ・ドーピング規則違反の時点まで遡り、本規則第40条9項に基づいて、それ以降のすべての競技における結果を失効させるものとする。
- (e) **10年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反**：本規則第40条8項を適用する場合、複数回の違反が成立するのは、個々

のアンチ・ドーピング規則違反が10年間のうちに発生した場合に限るものとする。

検体の採取またはアンチ・ドーピング規則違反後における競技結果の失効

9. 本規則第39条および第40条に従い、競技会（時）において陽性検体が検出された場合、かかる競技会における当該競技者の個人の成績は自動的に失効する。これに加えて（競技会検査、競技会外検査の区別を問わず）陽性検体が採取された日または他のアンチ・ドーピング規則違反が発生した日から暫定的資格停止期間または資格停止期間の開始時まで当該競技者が得たすべての競技成績についても、公平性の観点から別途要請される場合を除き、そのすべてを失効とし、当該競技者に対しては、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金、参加謝礼金をすべて剥奪することも含め、あらゆる相応の措置が講じられるものとする。

没収された賞金の扱い

10. 資格停止処分を受けた競技者に対して、賞金の支払いが行われていない場合は、当該競技または競技会において、資格停止処分を受けた競技者に次ぐ成績をあげた競技者に賞金が授与される。資格停止処分を受けた競技者に賞金がすでに支払われている場合は、資格停止処分を受けた競技者が、賞金、および場合によってはCASの裁定した費用の全額を、賞金の支払者または支払い機関に返還している場合に限り、当該種目または競技会において資格停止処分を受けた競技者に次ぐ成績をあげた競技者に賞金が授与される。CAS仲裁費用および剥奪賞金の支払いの優先順位については、CASの裁定した費用の支払いを優先する。資格停止処分を受けた競技者に対して、賞金の支払いが行われていない場合は、当該競技または競技会において、資格停止処分を受けた競技者に次ぐ成績をあげた競技者に賞金が授与される。

資格停止期間の開始

11. 以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞会が資格停止を定める最終的な決定を下した日、または、聴聞を受ける権利が放棄された場合や、聴聞会が開かれていない場合は資格停止処分が受け入れられた日、もしくは別の形でかかる処分が適

用された日から開始するものとする。

- (a) **競技者またはその他の人の責に帰すべきではない遅延**：聴聞手続きまたはドーピングコントロールのその他の局面において、競技者またはその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、検体の採取の日またはその他のアンチ・ドーピング規則違反が起きた日を限度として、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。遡及的資格停止を含む資格停止期間中におけるすべての競技記録は失効する。
- (b) **適時の自認**：アンチ・ドーピング規則違反に初めて問われた競技者が速やかに（本アンチ・ドーピング規則またはアンチ・ドーピング規定に定める釈明書提出期限までに、かつ、いかなる場合においても当該競技者が再度競技に参加するまでに）書面でその事実を認めた場合、資格停止期間は、検体採取日またはその他直近のアンチ・ドーピング規則違反が起きた日から開始することができる。ただし、本規則が適用される場合、競技者またはその他の人が制裁措置を受け入れた日、聴聞会が制裁措置の決定を下した日、または別の形で制裁措置が適用された日以降、当該競技者またはその他の人が資格停止処分に服する期間が、資格停止期間の半分を下回ってはならない。本規則は、本規則第40条7項(c)の下で資格停止期間がすでに短縮されている場合には適用されない。
- (c) **服した暫定的資格停止または資格停止期間の控除**：暫定的資格停止処分が科された競技者またはその他の人がこれを遵守した場合であって、最終的に資格停止期間を科されるときには、当該資格停止期間から暫定的資格停止期間の日数を控除するものとする。競技者またはその他の人が決定に従い資格停止期間に服し、当該決定に対し後日不服申し立てが行われた場合であって、不服申し立てを経て最終的に資格停止期間が科されるときには、当該資格停止期間から、すでに服した資格停止期間の日数を控除するものとする。
- (d) **競技者またはその他の人が（本規則第37条に従い）書面で自発的に暫定的資格停止処分を受け入れ、その後競技に参加しなかった場合であって、最終的に資格停止期間が科されると**

きには、当該資格停止期間からこの自発的な暫定的資格停止期間の日数を控除するものとする。本規則第37条19項に従い、自発的資格停止は、IAAFがその通知を受けた日から発効するものとする。競技者またはその他の人の自発的な暫定的資格停止の受け入れを証する書面の写しは、本規則第43条に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反について通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

- (e) 当該競技者が競技を自粛した場合も、選ばれなかったために競技に参加しなかった場合も含め、暫定的資格停止、または自発的な暫定的資格停止の発効日以前には、資格停止期間に対する日数の控除は認められない。

資格停止期間中の地位

- 12.(a) 資格停止期間中の参加の禁止：競技者またはその他の人が資格停止を宣告された場合は、いかなる資格においても、以下のいずれにも参加することができない。IAAF、地域陸連もしくは加盟団体（もしくは加盟団体のクラブその他の関連団体）または署名当事機関（もしくは署名当事機関の加盟団体もしくは署名当事機関の加盟団体のクラブその他の関連団体）が認定または主催する競技会もしくは活動（ただし、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラムまたはリハビリテーションプログラムは除く）。プロフェッショナルリーグ、国際レベルの競技会機関、もしくは国内レベルの競技会機関が認定もしくは主催する競技会。政府機関から資金拠出を受けるエリートレベルまたは国内レベルのスポーツ活動。なお、本条における「活動」には、競技者、コーチ、その他のサポートスタッフとして等、その立場如何にかかわらず当該競技者が所属する加盟団体（もしくはクラブもしくは加盟団体に加盟しているその他の組織）または署名当事機関（ナショナルトレーニングセンター等）が主催するトレーニングキャンプ、エキシビション、練習、その他の活動に参加することや、本規則で言及される組織の役員、理事、審判員、従業員、ボランティアとして働く等、管理業務に携わることが含まれるが、これに限るものではない。資格停止期間が4年を超える競技者ま

たはその他の者は、資格停止期間の当初4年間が経過した後は、原規程の署名当事機関またはその加盟組織が管轄／管理しない地方レベルのスポーツ大会に競技者として参加することができる。ただしかかる国内の大会は、当該競技者またはその他の人に、国内選手権大会または国際競技会への出場資格を直接または間接に与えるレベルのものであってはならない（またはかかる大会の参加資格に向けて得点を累積できるものであってはならない）し、いかなる立場においても、18歳未満の者と共に活動する競技者またはその他の人と関わってはならない。競技者またはその他の人は、資格停止期間中であっても、引き続き検査の対象となるものとする。

(b) **練習への復帰**：本規則第40条12項(a)の例外として、競技者は(i) 当該競技者の資格停止期間の最後の2カ月間または(ii) 科された資格停止期間の最後の4分の1の期間のうち、いずれか短い方の時期になれば、加盟団体のクラブその他の関連団体もしくはその他の署名当事者の関連団体の施設で練習または施設を利用することができる。

(c) **資格停止中の参加禁止条項に対する違反行為**：資格停止を宣告された競技者またはその他の人が、資格停止期間中の参加の禁止を定めた本規則第40条12項(a)に違反した場合、かかる参加により得られた成績は失効するものとし、かつ元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は競技者またはその他の人の過誤の程度および当該事案のその他の状況に基づき調整されることがある。競技者またはその他の人が参加禁止条項に違反したか否か、また新たな資格停止期間の調整が適切か否かの判断は、元の資格停止期間の適用に至る結果管理を行った機関が下すものとする。当該決定に対しては、本規則第42条に基づき不服申し立てを行うことができる。サポートスタッフまたはその他の人が、資格停止中の人による参加禁止条項違反を支援した場合には、当該サポートスタッフまたはその他の人に対し管轄権を有するアンチ・ドーピング機関は、当該支援について、本規則第32条

2項(i)の違反に対する制裁措置を科すものとする。

- (d) **資格停止期間中の資金援助の停止**：さらに、アンチ・ドーピング規則違反が、本規則第40条5項または第40条6項に定める制裁措置の軽減の対象とならない場合、本人が受けていたスポーツ関連の資金援助、またはその他のスポーツ関連の便益は、その所属陸連により一部、または全面的に停止される。

制裁措置の自動的な公表

13. 各制裁措置には、義務的事項として、本規則第43条9項に定める通り、制裁措置の自動的な公表が含まれるものとする。

資格停止後に競技会に復帰するための要件

14. 指定された資格停止期間満了後に資格を回復するための条件として、競技者またはその他の人は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- (a) **賞金の返還**：違反が疑われる分析報告または他のアンチ・ドーピング規則違反に該当する結果に至った検体が採取された日、または他のアンチ・ドーピング規則違反を犯した日以降の競技会において、競技成績に対して賞金を受け取った場合、当該競技者はその全額を返還しなくてはならない。

- (b) **復帰検査**：競技者は、暫定的資格停止期間または資格停止期間中、IAAF、所属陸連、および本アンチ・ドーピング規則の下で検査を実施する権限を有するその他の機関の下で競技会外検査を受けなくてはならず、かつ要請があった場合は、かかる検査を目的に、最新の正確な居場所情報を提出しなくてはならない。国際レベルの競技者が2年以上の資格停止処分を受けた場合は、最低でも3回の検査を当該競技者の費用負担で行わなければならない。IAAFは、復帰検査が本アンチ・ドーピング規則および規定の下で実施されるようにする責任を有する。ただしWADA認定分析機関が採取された検体の分析を行い、かつ適正な資格を持つ検査機関が検査を実施している場合、IAAFはかかる事実をもって、本要件が満たされているものとみなすことができる。かかる復帰検査の結果はすべて、当該競技者が競技会に復帰する前に、ドーピングコントロールの書式の写しとともに、IAAFに送付しなければならない。

本規則の下で実施されたいずれかの復帰検査において、違反が疑われる分析報告または他のアンチ・ドーピング規則違反に該当する結果が得られた場合は、新たなアンチ・ドーピング規則違反が成立するものとし、当該競技者には、事情に応じて、懲戒手続きおよびさらなる制裁措置が科せられる。

- (c) 競技者の資格停止期間が満了した場合、上記第40条14項に定める要件が満たされていれば、当該競技者は自動的に資格を回復する。この場合競技者またはその所属陸連は、IAAFに対して申請を行う必要はない。

第41条 チームに対する措置

1. アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者がリレーチームの一員として競技に参加した場合は、当該リレーチームに対し、かかる競技において自動的に失効の措置が取られ、獲得したタイトル、賞、メダル、点数、賞金をすべて没収することも含め、相応の措置が講じられる。アンチ・ドーピング規則違反を行った競技者が、競技会におけるそれ以降の種目に、リレーチームの一員として参加する場合は、当該リレーチームに対し、かかる種目において自動的に失効の措置がとられ、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含め、上記と同様の措置が講じられるが、当該競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がリレーに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいた可能性は低いことを証明した場合はこの限りではない。
2. アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、リレーチーム以外のチームの一員として、個人の競技結果の累計によってチーム順位が決まる競技に参加した場合、かかる競技において当該チームに対し、自動的に失効の措置が適用されることはない。この場合は、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。当該競技者の競技結果をチーム成績から除外したことにより、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかるチームに対して失効の

措置が取られる。アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者が、競技会におけるそれ以降の競技にチームの一員として参加する場合は、同様の原則を適用してチームの競技結果を計算するものとするが、当該競技者が、かかる違反に対して自分には過誤または過失がないこと、および自分がチームに参加することに、アンチ・ドーピング規則違反の影響が及んでいた可能性は低いことを立証した場合はこの限りではない。

3. 上記第40条9項における競技者の個人の成績の失効に加えて、以下の措置を講じる。
 - (a) 当該競技者がリレーチームの一員として競技した場合、当該リレーチームの成績についても失効の措置が適用され、獲得したタイトル、賞、メダル、得点、賞金をすべて剥奪することも含めた、相応の措置が講じられる。
 - (b) 当該競技者がリレーチーム以外のチームの一員として競技した場合は、当該チームの競技結果に対して自動的に失効の措置が取られることはないが、違反を犯した競技者の競技結果をチーム成績から除外し、代わりに、次点の成績を上げたチームメンバーの競技結果を加算するものとする。当該競技者の競技結果をチーム成績から除外したために、かかるチームの競技者数が定められた人数を満たさなくなった場合は、かかるチームに対して失効の措置が講じられる。
4. リレーチームまたはその他のチームの構成員の2名以上が、単一の競技会で本規則第37条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合は、当該競技会の所轄組織は、当該競技会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

第42条 不服申し立て

不服申し立ての対象となる決定

1. 他に特段の定めのない限り、本アンチ・ドーピング規則において下される決定に対しては、以下に定める条項に基づいて不服申し立てを行うことができる。不服申し立て審問機関が別途命令した場合を除き、または本規則の下で別途定められている場

合を除き（下記第42条17項参照）、かかる決定はすべて、不服申し立てが行われている間も引き続き効力を有するものとする。不服申し立てを行う場合は、その開始に先立ち、本アンチ・ドーピング規則に定める決定後の再審査を徹底しなければならない（ただし第42条1項(c)を除く）

(a) **審査範囲の非限定**：不服申し立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、明示的に、当初の決定の審査者が審査した論点または審査範囲に限定されないものとする。

(b) **CAS は不服申し立ての対象となっている判断に拘束されない**：CASはその決定を下すに当たり、不服申し立ての対象となっている決定を下した組織により行使された裁量に服することを要さない。

(c) **WADAは内部的救済を尽くすことを義務づけられない**：本規則第42条に基づきWADAが不服申し立てを行う権利を有している場合であって、アンチ・ドーピング機関の手続きにおいて、その他の当事者が終局的な決定に対し不服申し立てをしないときには、WADAは当該決定に対し、アンチ・ドーピング機関の手続きにおける他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接不服申し立てを行うことができる。

アンチ・ドーピング規則違反または措置に関する決定への不服申し立て

2. 以下にあげるアンチ・ドーピング規則違反または措置に関する決定に対しては、本規則の下で不服申し立てを行うことができる。ただし不服申し立ての対象となる決定は、これだけに限定されるわけではない。アンチ・ドーピング規則に違反したという決定。アンチ・ドーピング規則違反に対して措置を科す、または、科さない旨の決定。アンチ・ドーピング規則に違反していなかったという決定。アンチ・ドーピング規則違反に対し、本規則に定める措置の適用に至らなかった決定。国際レベルの競技者の事案において、資格停止期間の取り消し、短縮、または猶予を正当化する事由がない旨の、本規則第38条14項に基づくドーピング再調査委員会による判断。競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則違反に対する措置を受け入れることを確認

する旨の加盟団体の決定。手続き上の理由（時効などの理由を含む）のために、アンチ・ドーピング規則違反手続きを進めることができないという決定。引退した競技者が競技に復帰する際に、本規則第35条22項に基づき6カ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨のWADAによる決定。第34条8項に基づきTUEを取り消す旨のWADAの決定。第34条8項に基づきWADAが審査しなかった、または審査の結果、取り消さなかったIAAFによるTUE決定。資格停止期間中に競技者またはその他の人が、参加禁止の条項に違反したか否かについて、本規則第40条12項の下で下された決定。加盟団体がアンチ・ドーピング規則違反の申し立てまたはその措置を裁定する管轄権を持たないとの決定。違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として取り上げない旨の決定、または本規則第37条12項に定める調査の結果、当該事例をアンチ・ドーピング規則違反として扱わない旨の決定。資格停止期間を猶予する、もしくは猶予しない旨、または猶予された資格停止期間を復活する、もしくは復活しない旨の、本規則第40条7項に基づく決定。本規則第38条3項の下でCASの審議に付託された場合に、CASの単一の調停者が下した決定。その他、アンチ・ドーピング規則違反または措置に関する決定で、IAAFが、誤謬がある、または手続き上の問題があると判断したもの。

国際競技会から生じた、または国際レベルの競技者が関与する不服申し立て

3. 国際競技会から生じた、または国際レベルの競技者、またはサポートスタッフが関与する事案において加盟団体の関連機関が下した第一審の決定については、国内において検討、不服申し立てを行わず、以下に定める規則に従い、CASに対してのみ不服申し立てすることができる。

国際競技会から生じたのではない、または国際レベルの競技者が関与しない不服申し立て

4. 国際競技会から生じたのではない、または国際レベルの競技者もしくはそのサポートスタッフが関与しない事案において加盟団体の関連機関が下した決定に対しては（本規則第42条8項が適

用されない場合に限り) 加盟団体の定める規則に従って独立かつ公平な機関に不服申し立てを行うことができる。かかる不服申し立ての規則においては、以下の原則が遵守されなければならない。

- ・適切な時期に聴聞会を開く。
- ・聴聞パネルは公正かつ公平で、独立してはならない。
- ・当事者は、自らの費用負担で弁護士を立ち会わせる権利を有する。
- ・当事者は、自らの費用負担で聴聞会において通訳を利用する権利を有する。
- ・適切な時期に、理由を明示した書面により決定を下す。

国内レベルの審問機関が下した決定に対しては、下記第42条7項の下で、不服申し立てを行うことができる。

不服申し立ての権利を有する当事者

5. 国際競技会から生じた、または国際レベルの競技者またはそのサポートスタッフが関与する事例の場合、以下の人がCASに不服申し立てを行う権利を有するものとする。

- (a) 不服申し立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人
- (b) 当該決定が下された事例の他方当事者
- (c) IAAF
- (d) 競技者またはその他の人が居住する国、または競技者またはその他の人が国籍または資格を有する国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 該当する場合は、IOCまたは国際パラリンピック委員会（オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合）。
- (f) WADA.

6. 国際競技会から生じたのではなく、国際レベルの競技者またはサポートスタッフが関与しない事例の場合、以下の者が国内の

審問機関に不服申し立てを行う権利を有する。

- (a) 不服申し立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人
- (b) 当該決定が下された事例の他方当事者
- (c) 加盟団体
- (d) 競技者またはその他の人が居住する国、または競技者またはその他の人が国籍または資格を有する国の国内アンチ・ドーピング機関
- (e) 該当する場合は、IOCまたは国際パラリンピック委員会（オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合）。
- (e) 該当する場合は、IOCまたは国際パラリンピック委員会（オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合）。
- (f) WADA.

IAAFは、下された決定に対して国内レベルの審問機関に不服申し立てを行う権利を持たないが、オブザーバーとして、国内レベルの審問機関が行う聴聞会に立ち会う権利を有する。IAAFがオブザーバーの資格で聴聞会に立ち会ったとしても、そのために、国内レベルの審問機関が下した決定に対して下記第42条7項の下でIAAFがCASに不服申し立てを行う権利が損なわれることはない。

国内レベルで設置される独立かつ公平な不服申し立て機関への不服申し立ての期間は、加盟団体（または当該機関を設置した国内アンチ・ドーピング機関）の規則に定められている通りとする。上記に関わらず、WADAによる不服申し立てまたは介入の期限は、次のうちいずれか遅い方の日までとする。(i)当該事案におけ

る他の当事者が不服申し立てを行うことができる最終日から21日後。(ii) WADAが当該決定に関する案件記録一式を受け取ってから21日後。

7. 国際競技会から生じたのではなく、国際レベルの競技者またはそのサポートスタッフが関与しないケースの場合、以下の者が国内の審問機関の下した決定に対してCASに不服申し立てを行う権利を有する。

(a) IAAF;

(b) IOCまたは国際パラリンピック委員会（オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合）。

(c) WADA.

8. 国際競技会から生じたのではなく、または国際レベルの競技者もしくはそのサポートスタッフが関与しない事案であって、以下の状況に該当する場合、IAAF、IOCまたは国際パラリンピック委員会（オリンピック大会もしくはパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定、またはオリンピック大会もしくはパラリンピック大会で得られる成績などの面で、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力を有する可能性のある決定の場合）、およびWADAは、加盟団体の関連機関が下した決定に対して直接CASに不服申し立てを行う権利を有するものとする。

(a) 加盟団体が国内において不服申し立ての手順を定めていない場合。

(b) 本規則第42条6項に定められたいずれの当事者も、加盟団体の国内の審問機関に対して不服申し立てを行っていない場合。

(c) 加盟団体の規則にかかる規定がある場合。

9. 本アンチ・ドーピング規則の下で不服申し立てを行う者はいずれも、不服申し立ての対象となる決定を下した機関から関連情報入手するために、CASの支援を受ける権利を有する。CASか

ら指示された場合、当該機関はかかる情報を提供しなくてはならない。

交差不服申し立ておよびその他認められる後続の不服申し立て

10. CASに提起された事案における被不服申し立て人による交差不服申し立てその他後続の不服申し立ては、明示的に認められる。本規則第42条に基づき不服申し立てを行う権利を有する当事者は、当該当事者の答弁とともに、交差不服申し立てまたは後続の不服申し立てを提起しなければならない。

決定が遅れた場合のWADAによる不服申し立て

11. 本アンチ・ドーピング規則の下で、IAAFまたは加盟団体が、WADAが定めた合理的な期限までに、アンチ・ドーピング規則違反の有無について決定を下すことができなかつた場合、WADAは、IAAFまたは加盟団体がアンチ・ドーピング規則違反はなかつたとの決定を下したものとみなし、直接CASに不服申し立てを行うことができる。CASの聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があつたとの決定を下し、かつ直接CASに不服申し立てしたWADAの行為が合理的なものであつたと判断した場合、期限内に決定を下すことができなかつた機関（IAAFまたは加盟団体）は、かかる不服申し立てに要したWADAの費用および審問料金を払い戻さなくてはならない。

治療使用特例に関する不服申し立て

12. TUEについては、アンチ・ドーピング規定および本規則第42条2項に定められている通りにのみ、不服申し立てを行うことができる。

アンチ・ドーピング義務違反を理由に加盟団体に制裁措置を科す旨の決定に対する不服申し立て

13. 本規則に定めるアンチ・ドーピング義務を怠つたとして、本規則第45条の下でカウンシルが加盟団体に対して制裁措置を適用する決定を下した場合、当該加盟団体はかかる決定に対し、CASに限定して不服申し立てを行うことができる。

不服申し立て決定の通知

14. 不服申し立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、本規則第43条6項に定める通り、競技者またはその他の人ならび

に第42条5項および第42条6項に基づき不服申し立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申し立て決定を速やかに提供するものとする。

CAS への不服申し立ての期限

15. 本規則に別途定められていない限り（または、IAAFが不服申し立て人となる場合は、ドーピング再調査委員会が別途定めていない限り）、不服申し立て人は、不服申し立ての対象となる決定を受け取った日の翌日から（または、IAAFが不服申し立て人となる場合は、英語またはフランス語で書かれたかかる決定および決定に関わる案件記録一式を受け取った日の翌日から）、または上記第42条8項(b)に従ってかかる決定に対して国内の不服申し立て機関に不服申し立てを行うことが認められた期限の最終日の翌日から起算して45日以内に、CASに対して不服申し立て書を提出しなければならない。また不服申し立て人は、不服申し立て書の提出期限から15日以内にCASに対して不服申し立て概要書を提出するものとし、被不服申し立て人は、かかる不服申し立て概要書を受領してから30日以内にCASに答弁を提出するものとする。

16. WADAは、以下に定めるもののうちいずれか遅い方の日までに、CASに不服申し立てしなくてはならない。(a)当該事例の当事者に認められた不服申し立て期限の最終日から21日目。または(b) WADAが当該決定に関する案件記録一式を受領してから21日目。

IAAF から CAS への不服申し立ての決定

17. IAAFがCASに不服申し立てすべきか否か、あるいはIAAFが本来の当事者となっていないCASの不服申し立てに参加すべきか否か（下記第42条21項参照）の決定は、ドーピング再調査委員会が下すものとする。同時にドーピング再調査委員会は、必要に応じ、CASの決定が下るまでの間、当該競技者に再度資格停止処分を適用するか否かの判断を下す。

CASへの不服申し立てにおける被不服申し立て人

18. 原則として、CASへの不服申し立てにおける被不服申し立て人は、不服申し立ての対象となっている決定を下した当事者と

する。上記第38条5項に従い、加盟団体が本規則に定める聴聞会の実施を他の機関、委員会または裁定機関に委託している場合は、当該加盟団体が、かかる決定に対するCASへの不服申し立ての被不服申し立て人となる。

19. IAAFがCASに不服申し立てを行う場合、IAAFは、当該決定の影響が及ぶ可能性のある競技者、サポートスタッフまたはその他の人や機関で、IAAFが適切であると判断した者を、被不服申し立て人に加えることができる。
20. CASへの不服申し立てにおいて、被不服申し立て人が2人以上おり、IAAFがそのうちの1人となっている場合、IAAFは、他の被不服申し立て人との間で、調停者の指定について合意しなければならない。誰を調停者に指定するかについて意見が分かれた場合は、IAAFの選択を優先する。
21. CASへの不服申し立てにおいてIAAFが当事者となっていない場合であっても、IAAFはかかる不服申し立てに当事者として参加することを定めることができる。この場合IAAFは、CASの規則に定める当事者の権利をすべて有するものとする。

CAS への不服申し立て

22. CASへの不服申し立てはすべて再審理の形式で行うものとし、CASの聴聞パネルは、加盟団体またはIAAFの裁定機関が下した決定に誤りがある、または手続き上の問題があると判断した場合、かかる決定を覆すことができる。またCASの聴聞パネルは随時、不服申し立ての対象となった決定の下で科せられた措置に新たな処分を追加したり、その範囲を拡大したりすることができる。
23. CASへの不服申し立てにIAAFが関与する場合、CASおよびCAS聴聞パネルは必ず、IAAFの憲章、規則および規定（本アンチ・ドーピング規則を含む）を遵守しなければならない。CASの現行の規則とIAAFの憲章、規則および規定の内容が一致しない場合は、IAAFの憲章、規則および規定を優先して適用する。
24. CASへの不服申し立てにIAAFが関与する場合、当事者が別途合意した場合を除き、モナコ公国の法律を準拠法とし、かつ調停は英語によって実施するものとする。

25. CASの聴聞パネルは、状況に応じて、当事者に対し、CASへの不服申し立てにおいて生じた費用の支払いまたは分担を裁定することができる。
26. CASの下した決定は最終的なものであり、すべての当事者および加盟団体に対して拘束力を有する。CASの決定に対して不服申し立てを行うことはできない。CASの決定はただちに効力を発するものとし、すべての加盟団体は、かかる決定の発効に必要な一切の措置を講じなくてはならない。

第43条 守秘義務および報告

1. 競技者またはその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知：競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行ったとの主張がある場合、その旨についての当該競技者またはその他の人への通知は、上記第37条に定める通りに行われるものとする。加盟団体のメンバーである、または所属している競技者またはその他の人への通知は、所属陸連への通知の送達をもってなされることがある。
2. 国内アンチ・ドーピング機関および WADA に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知：アンチ・ドーピング規則違反の主張についての国内アンチ・ドーピング機関および WADA への通知は、本規則第37条に定める通りに、競技者またはその他の人への通知と同時にされるものとする。
3. アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容：本規則第32条2項(a)に基づくアンチ・ドーピング規則違反についての通知は、競技者の氏名、出身国、陸上競技の種目、競技者の競技レベル、検査種別（競技会（時）検査または競技会外検査）、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、ならびに検査およびドーピング捜査に関する国際基準により必要とされる他の情報を含むものとする。また、第32条2項(a)に基づくもの以外のアンチ・ドーピング規則違反については、違反された規則および主張された違反の根拠を含むものとする。
4. 状況の報告：本規則第43条1項に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング捜査に関わる場合を除

き、加盟団体、アンチ・ドーピング機関およびWADAには、第37条、第38条および第42条に基づき審査または手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、理由を明示した説明文書または事案の解決につき説明する決定書が速やかに提供されるものとする。

5. **守秘義務**：情報を受領した機関は、IAAFが本規則第43条8項に定める要件に従って一般開示を行うまで、当該情報を知る必要がある人（該当する国内オリンピック委員会および国内陸連における適切な人員を含む可能性がある）以外には上記の情報を開示しないものとする。違反が疑われる分析報告または非定型報告については、B検体の分析が完了するまで（もしくは、本規則第37条9項に基づき禁止表に従ってB検体の分析に関し追加のドーピング捜査が必要とされる場合は、これが完了するまで）、または、B検体の分析が競技者によって放棄され、かつ、該当する場合には、本規則第37条16項から19項までに従い暫定的資格停止が科されるまで、情報の一般開示をしないものとする。

アンチ・ドーピング規則違反決定の通知および案件記録に対する要請

6. 本規則第37条21項、第38条、第40条および第42条14項に従い下されるアンチ・ドーピング規則違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、最大限可能な制裁措置が科されなかった正当な理由も含むものとする。決定は英語またはフランス語で提供されるものとする。
7. 本規則第43条6項に従い受領した決定への不服申し立てを行う権利を有するアンチ・ドーピング機関は、決定受領後15日以内に、当該決定に関する案件記録一式の写しを要請することができる。

一般開示

8. アンチ・ドーピング規則に違反したと主張されている競技者またはその他の人の身元は、本規則第37条に従い当該競技者またはその他の人への通知がなされ、かつ同時に、第43条2項に従い当該競技者またはその他の人の加盟団体、WADAおよび国内アンチ・ドーピング機関への通知がなされた後にのみ、第43条

5項に従い IAAF が一般開示することができる。

9. アンチ・ドーピング事案に関する処理については、本規則第42条に基づく終局的不服申し立て決定によりこれが決定された日、またはかかる不服申し立てが放棄された日、本規則第38条に基づく聴聞を受ける権利が放棄された日、もしくは主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対し異議を唱えることができる期限が終了した日から20日以内に、IAAFが一般報告を行うものとする。この一般報告は、種目、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、関係する禁止物質または禁止方法の名称（該当する場合のみ）および科された措置を含むものとする。IAAFは、アンチ・ドーピング規則違反に関する終局的不服申し立て決定の結果について、上記情報を含め、20日以内に一般開示するものとする。
10. 聴聞会または不服申し立てを経て、競技者またはその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反していないと決定された場合には、当該決定は対象となった競技者またはその他の人の同意がある場合にのみ一般開示することができる。IAAFは、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとする。同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、または、競技者もしくはその他の人が認める形に編集して一般開示するものとする。
11. 公表は、少なくとも、義務づけられた情報をIAAFのウェブサイトに掲載、またはその他の方法で公表し、1カ月間または資格停止期間の存続期間のいずれか長い方の期間、情報の公開を継続することにより、行われるものとする。
12. IAAFもしくは国内陸連、またはそれらの役職員等は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張されている当該競技者もしくはその他の人またはその代理人によるものとされる公のコメントに対応する場合を除き、（手続および科学的知見についての一般的な説明とは異なる）未決の事案における特定の事実について公に見解を述べてはならない。
13. 本規則第43条9項において必要とされる義務的な一般報告は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された競技者またはその他の人が18歳未満の場合には必要とされないものとする。

18歳未満の者に関する事案における任意的な一般報告は、当該事案の事実および状況に応じ行うものとする。

統計数値の報告

14. IAAFは、少なくとも年1回、ドーピングコントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しをWADAに提出するものとする。

ドーピングコントロール情報に係るクリアリングハウス

15. 検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査の重複を回避するために、IAAFは、競技者に関する競技会（時）検査および競技会外検査の全内容を、検査実施後、可及的速やかに、ADAMSを使用してクリアリングハウスたるWADAに対して報告するものとする。当該情報は、場合に応じ、該当する規則に従い、当該競技者、その所属陸連、および当該競技者に対して検査権限を有するその他アンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされる。

データプライバシー

16. IAAFは、原規程、国際基準（特にプライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準を含む）、および本アンチ・ドーピング規則に従い、アンチ・ドーピング活動を遂行するために必要かつ適切である場合には、競技者その他の人に関する個人情報を収集、保管、加工、または開示することができる。
17. 参加者は、本アンチ・ドーピング規則に従って何者かに情報（個人的データを含む）を提出する場合は、かかる情報を受領した人が、本アンチ・ドーピング規則の実施を目的として、プライバシーおよび個人情報の保護に関する国際基準に従い、かつ、本アンチ・ドーピング規則の実施のための必要に応じた形で、情報を収集、保管、加工、または、開示することに、適用されるデータ保護に関する法律その他に従い、合意したとみなされるものとする。

第44条 加盟団体の報告責任

1. 各加盟団体は、国際競技会での参加資格を得るために、本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定を遵守する旨の合意書に署名した競技者の氏名を速やかにIAAFに報告しな

ければならない（第30条3項参照）。またそのつど、署名済の合意書の写しを IAAF 事務局に送付しなければならない。

2. 本規則第34条8項に基づき TUE が付与された場合、各加盟団体は、その旨について速やかに IAAF および WADA への報告を行うものとする。
3. 加盟団体が実施した検査、または加盟団体の国または地域で実施された検査において、違反が疑われる分析報告または非定型報告が得られた場合、当該加盟団体は、速やかに、かつその旨の通知を受けた日から14日以内に、当該競技者の氏名、およびかかる違反が疑われる分析報告または非定型報告に関する文書一式を添えて、当該報告を IAAF に報告するものとする。
4. 各加盟団体はアンチ・ドーピング規則（本規則第37条2項参照）に従って行われる結果管理手順について、IAAF アンチ・ドーピング管理者に対して恒常的に最新の情報伝達を行わなければならない。
5. 各加盟団体は、毎年年初3カ月以内に IAAF に対して提出することが求められている年次報告の中で（憲章第4条9項参照）、前年に当該加盟団体が実施した検査、または当該加盟団体の国または地域において（IAAF 以外の機関により）実施された検査すべてを報告しなければならない。かかる報告には、競技者ごとに検査の実施時期、実施機関、および競技会検査・競技会外検査の区別を明記するものとする。IAAF は、本規則の下で加盟団体から提出されたかかるデータを定期的に公表することを選択することができる。
6. 本アンチ・ドーピング規則に基づくアンチ・ドーピング規則違反を示唆する、または違反に関係する情報がある場合、各加盟団体は、その情報を当該加盟団体の国の国内アンチ・ドーピング機関および IAAF に報告し、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関による捜査に協力するものとする。
7. 各加盟団体は、本規則第37条13項に従って行われるドーピング捜査の結果について、IAAF に報告するものとする。
8. 各加盟団体は、本アンチ・ドーピング規則または当該加盟団体の規則に基づいて下された決定（本規則第38条5項に基づき聴聞

会が開かれた場合も含む) に関し、当該加盟団体またはその管轄下にある競技者あるいはその両方、もしくはサポートスタッフが当事者となって CAS への不服申し立てがなされた場合は、その開始後5日以内に IAAF に報告するものとする。通知の際には、加盟団体は、当該事案における不服申し立て書の写しを IAAF に送付するものとする。

9. IAAF は、その加盟団体も含め、原規程に対する IAAF の遵守 Ⅱ 状況を WADA に対して隔年ごとに報告しなければならない。

第45条 加盟団体に対する制裁措置

1. 加盟団体が本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかった場合、カウンスルは、憲章第14条7項の下で、かかる加盟団体に対して制裁措置を科す権限を有する。
2. 以下の各号に該当する場合は、加盟団体が本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかったものとみなされる。
 - (a) 上記第30条2項に反して、本アンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング規定を内部の規則または規程に盛り込まなかった場合。
 - (b) 競技者の国際競技会への参加資格を確保するために、競技者に本アンチ・ドーピング規則およびアンチ・ドーピング規定を遵守する旨の合意書に署名するよう求め、署名済の合意書の写しを IAAF 事務局に送付することが定められているにもかかわらず(上記第30条3項参照)、これを怠った場合。
 - (c) 上記第30条6項の規定に反して、カウンスルの決定に従わなかった場合。
 - (d) 要請を受けてから2カ月以内に競技者のための聴聞会を終了しなかった、または聴聞会を終了した後の合理的な期間内に決定を下さなかった場合(本規則第38条3項参照)。
 - (e) IAAF から居場所情報を収集するための協力要請があったにもかかわらず、その要請に真摯に応じなかった場合、およびまたは管轄する競技者に代わって収集した居場所情報の内容が、最新かつ正確なものであることを確認しなかった場合(第35条21項参照)。

- (f) IAAF、他の加盟団体、WADA、または検査の権限を有する他の機関が実施する競技会外検査に対して、妨害、詐害、またはその他の不当な改変を行った場合（第35条15項参照）。
- (g) 本規則第34条8項の規定に反し、TUEが付与されたことをIAAFおよびWADAに報告しなかった場合（第44条2項参照）
- (h) 加盟団体が実施したドーピングコントロール、または加盟団体の国または地域で実施されたドーピングコントロールにおいて違反が疑われる分析報告または非定型報告が得られた場合には、当該加盟団体は、その旨の通知を受けた日から必ず14日以内に、当該競技者の氏名、およびかかる違反が疑われる分析報告または非定型報告に関する文書一式を添えて、当該報告をIAAFに報告するものと定められているにもかかわらず、これを怠った場合（本規則第44条3項参照）。
- (i) 本アンチ・ドーピング規則に定める懲戒手続きを厳守しなかった場合。国際レベルの競技者が関与する事案において、資格停止期間の取り消し、短縮、猶予を正当化する事由があるか否かが問題となっているにもかかわらず、事案をドーピング再調査委員会に付託しなかった場合を含む（本規則第38条9項参照）。
- (j) 本アンチ・ドーピング規則（本規則第37条2項参照）に従って行われる結果管理手順について、IAAFアンチ・ドーピング管理者に対して恒常的に最新の情報伝達を怠った場合。
- (k) アンチ・ドーピング規則に違反した競技者に対し、本アンチ・ドーピング規則に定める制裁措置を適用しなかった場合。
- (l) 本規則第37条13項により義務付けられているドーピング捜査の実施を拒否した、もしくは実施しなかった場合。または、かかる調査についての報告書をIAAFが指定した期限までに提出することを拒否した、もしくは提出しなかった場合。
- (m) 毎年年初3カ月以内にIAAFに対して提出することが求められている年次報告の中で、前年に加盟団体が実施したドーピングコントロール、または加盟団体の国または地域において実施されたドーピングコントロールすべてを報告することが定められているにもかかわらず、これを怠った場合（第44条5

項参照)。

- (n) アンチ・ドーピング規則違反を示唆する、もしくは違反に関係する情報を当該加盟団体の国の国内アンチ・ドーピング機関および IAAF に報告しなかった場合。または、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関によるドーピング捜査に協力しなかった場合 (本規則第 44 条 6 項参照)
- (o) CAS への不服申し立ての開始を IAAF に報告しなかった場合 (本規則第 44 条 8 項参照)。
3. 加盟団体が、本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行していないとみなされる場合、カOUNシルは、以下に定めるもののうち、1 つまたは複数の措置を講じる権限を有する。
- (a) 次回総会まで、またはそれより短い期間、当該加盟団体に資格停止処分を科す。
- (b) 当該加盟団体に警告または譴責処分を科す。
- (c) 罰金を科す。
- (d) 当該加盟団体に対する助成金または補助金の支給を停止する。
- (e) 当該加盟団体の管轄する競技者が 1 つまたは複数の国際競技会に参加することを禁じる。
- (f) 当該加盟団体の役員またはその他の代表者に対する認定を取り消す。またはかかる認定を与えない。
- (g) 適切とみなされるその他の制裁措置を科す。
- カOUNシルは、上記第 45 条 2 項に定める義務の不履行に対し、加盟団体に適用する制裁措置の一覧表を随時決定することができる。かかる一覧表、またはこれに対する変更点は、加盟団体に通知するとともに、IAAF のウェブサイト上で公表する。
4. カOUNシルが本アンチ・ドーピング規則に定める義務を履行しなかった加盟団体に対して制裁措置を科した場合は、IAAF のウェブサイト上でかかる決定を公表するとともに、次回総会でその旨を報告する。

第46条 承認

1. 本アンチ・ドーピング規則に従って下された終局的な決定は、

IAAFおよびその加盟団体によって自動的に承認されるものとする。また IAAF およびその加盟団体は、かかる決定を発効させるために必要な措置をすべて講じるものとする。

2. 陸上競技における署名当事機関の検査、聴聞会の結果、またはその他の終局的な決定については、それがアンチ・ドーピング規則および規定の趣旨に合致しており、かつ当該署名当事機関の権限内で行われているのであれば、IAAF およびその加盟団体は、本規則第 42 条に定める不服申し立ての権利を条件として、その結果を承認し、尊重するものとする。オリンピック大会において発生したアンチ・ドーピング規則違反に関する IOC による決定については、適用される規則に基づいてアンチ・ドーピング規則違反を認める判断が終局的なものとなった場合には、IAAF および加盟団体はこれを承認し、その後、当該競技者または他の人に対し、オリンピック大会における失効に加えて科すべき制裁措置に関する判断を、本規則第 37 条および第 38 条に定める結果管理の過程において提出するものとする。
3. 署名当事機関以外の団体が、陸上競技において、本アンチ・ドーピング規則および規定とは異なる規則および手順の下で検査を実施した場合、かかる検査が適正に実施されており、かつ検査を実施した団体の規則がアンチ・ドーピング規則および規定の趣旨に一致しているのであれば、カウンスルは、すべての加盟団体を代表して、かかる検査を承認することができる。
4. カウンスルは、上記第 46 条 3 項の下で検査を承認する責任を、ドーピング再調査委員会または適切とみなされるその他の者または団体に移譲することができる。
5. カウンスル（または本規則第 46 条 4 項の下でその指定を受けた者）が、陸上競技において署名当事機関以外の団体が実施した検査を承認することを決定した場合、かかる団体の規則に対する違反行為は、これに対応する IAAF の規則への違反とみなされ、違反を犯した競技者には、本アンチ・ドーピング規則に適用されるものと同じ罰則手順および制裁措置が科せられる。いずれの加盟団体も、かかるケースにおいてアンチ・ドーピング規則違反に対する決定を発効させるために必要な措置をすべて講じる

ものとする。

6. 陸上競技以外のスポーツにおける署名当事機関の検査、聴聞会の結果、およびその他の最終的な裁定については、それがアンチ・ドーピング規則および規定の趣旨に合致しており、かつ当該署名当事機関の権限内で行われているのであれば、IAAFおよびその加盟団体はかかる結果および裁定を承認し、尊重しなくてはならない。
7. 陸上競技以外のスポーツにおいて原規程を受諾していない団体についても、その規則がアンチ・ドーピング規則および規定の趣旨に合致しているのであれば、IAAFおよびその加盟団体は、上記第46条6項に定めるものと同様の結果および裁定を承認しなくてはならない。

第47条 時効

アンチ・ドーピング規則違反が発生したと断定された日から10年以内に、当該競技者またはその他の人が本規則第37条に定める通りにアンチ・ドーピング規則違反について通知を受けなかった場合、または通知する合理的な努力が行われなかった場合には、当該競技者またはその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の手続きは開始されないものとする。

第48条 解釈

1. アンチ・ドーピング規則の本質は、あくまでも陸上競技を行うための条件を定めた競技規則であって、刑事手続きまたは雇用関係に適用される要件および法的基準によって拘束や制約を受けるものではない。スポーツ界からドーピングを根絶するための取組の根拠として原規程に定められ、IAAFが本アンチ・ドーピング規則の中で是認した方針および基準は、フェアなスポーツ精神を希求する者たちの幅広いコンセンサスを表したものであり、すべての裁判所および裁定機関によって尊重されなくてはならない。
2. 本アンチ・ドーピング規則は、それ自体独立した文書として解釈するものとし、署名当事機関または政府の既存の法令に照ら

し合わせて解釈してはならない。

3. 原規程の各条項に付されている解説は、本アンチ・ドーピング規則の解釈に使用されるものとする。
4. 本アンチ・ドーピング規則に使用されている見出しおよび小見出しはあくまでも便宜上のものであり、本アンチ・ドーピング規則の内容の一部とみなしてはならない。また該当する条項の文言に対して、何らかの影響を及ぼすものとみなしてはならない。
5. 本アンチ・ドーピング規則は2015年1月1日（「発効日」）付で発効するものとする。本アンチ・ドーピング規則は、発効日前から審理中の事案には遡及適用されないものとする。ただし、発効日後に発生したアンチ・ドーピング規則違反に対し本規則第40条に基づいて制裁措置を決定する場合は、発効日前に発生したアンチ・ドーピング規則違反も「1回目の違反」または「2回目の違反」として数えられる。
6. 本定義は、本アンチ・ドーピング規則の不可分の一部とみなさなくてはならない。

第49条 移行規定

1. 第40条8項(e)および第47条、ならびに「寛大な法の原則 (lex mitior)」が適用される場合を除く、遡及的適用の禁止：本規則第40条8項(e)に定める複数回の違反において従前の違反が考慮の対象となる遡及期間、および第47条に定める時効は手続規則であり、遡及的に適用されるべきである。ただし、第47条が遡及的に適用されるのは、発効日前に時効期間が満了していない場合のみとする。別途、発効日において審理中のアンチ・ドーピング規則違反事案、および発効日前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づいて発効日後に提起されたアンチ・ドーピング規則違反事案には、当該アンチ・ドーピング規制違反が発生したとされる時点で効力を有していたアンチ・ドーピング規則が適用されるものとする。ただし、当該事案に関する聴聞パネルが、当該事案の状況においては「寛大な法の原則 (lex mitior)」を適用することが適切であると判断した場合は、この限りではない。
2. 2015年版アンチ・ドーピング規則の発効前に下された決定へ

の適用：アンチ・ドーピング規則違反を認める終局的な決定が発効日前に下されたが、競技者またはその他の人が発効日において依然として資格停止期間中である事案については、当該競技者またはその他の人は、加盟団体、または本規則第37条2項に基づき当該アンチ・ドーピング規則違反事案の結果管理に責任を有していたその他のアンチ・ドーピング機関に対し、2015年版アンチ・ドーピング規則を踏まえ資格停止期間の短縮を検討するよう申請することができる。かかる申請は、資格停止期間が満了する前に行わなければならない。申請に対して加盟団体またはその他のアンチ・ドーピング機関から下される決定に対しては、本規則第42条に基づき不服申し立てを行うことができる。アンチ・ドーピング規則違反を認める終局的な決定が下され、資格停止期間が満了したアンチ・ドーピング規則違反事案には、2015年版アンチ・ドーピング規則は適用されないものとする。

3. 複数回の違反において、初回の違反が発効日前に発生した場合：2回目の違反に対し、本規則第40条8項に基づいて資格停止期間を科す場合、1回目の違反に対する制裁措置が2015年版より前のアンチ・ドーピング規則に基づいて決定されているときには、2015年版のアンチ・ドーピング規則が適用されていれば1回目の違反に科されたであろう資格停止期間を適用するものとする。

第2節 医事規則

第50条 IAAF 医事組織

1. IAAFは原則として、以下の人(々)または組織により、本医事規則の下で活動する。
 - (a) 医事アンチ・ドーピングコミッション
 - (b) 医事管理者

医事アンチ・ドーピングコミッション

2. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、憲章第6条11項(j)の下で、カウンスルの一コミッションとして任命され、医事に関するあらゆる事柄に対して、IAAFに全般的な助言を行う。

3. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、少なくとも年に1度、通常は暦年始めに会合を開き、IAAFが過去12カ月間に実施した医事活動を見直し、その年の計画を策定するものとする。医事アンチ・ドーピングコミッションは、必要が生じた場合は、1年を通して定期的に医学的問題に関する協議を行う。
4. 医事アンチ・ドーピングコミッションは本医事規則の下で、以下に挙げるような更なる特別な課題に対して責任を負っている。
 - (a) 陸上競技における医学的問題に関する方針を作成する、または声明を發表すること。
 - (b) 陸上競技についてのスポーツ医学的問題に関して、医療者に対して全般的な情報を發表すること。
 - (c) 陸上競技において生じる医学的問題に関する規制について、必要に応じてカウンスルに助言すること。
 - (d) スポーツ医学の問題に関するセミナーを企画および／または参加すること。
 - (e) 国際競技会における医事体制に関する勧告やガイドラインを策定すること。
 - (f) 競技者およびサポートスタッフにおけるスポーツ医学的な問題に対して一般的なレベルの注意を喚起する観点で、陸上競技における医療ケアに関する教材を發行すること。
 - (g) 陸上競技において生じうるあらゆる特別なスポーツ医学的問題に対処し、これらの問題に対して各々勧告を作成すること。
 - (h) IOCおよびスポーツ医学に関与するその他の組織と適切に連携を取ること。
5. 医事アンチ・ドーピングコミッション委員長は、それが適切と考えた、ワーキンググループにこれらの特別な課題を委嘱する。それを行う際に、必要に応じて更なる医学的助言を外部の専門家にも求めることができる。

医事管理者

6. 医事管理者は医事アンチ・ドーピング部内の医療資格を有する者であって、以下のような責任を負っている。
 - (a) 本医事規則の下で、医事アンチ・ドーピングコミッション（あ

- るいは委嘱されたワーキンググループ) に与えられたさまざまな課題をまとめること。
- (b) 医事アンチ・ドーピングコミッションが発表した方針、声明、勧告あるいはガイドラインの実施状況を監視すること。
 - (c) アンチ・ドーピング規定に従った TUE の管理を運営すること。
 - (d) 同規定の下で定められた競技者資格に関する判断を下すこと。
 - (e) IAAF の活動を通じて生じるあらゆる医学的問題に全般的に対処すること。
7. 医事管理者は職務においていかなる時も、医事アンチ・ドーピングコミッション委員長あるいは適切と思われるその他の人から助言を求めることが出来る。少なくとも年に1度、求めがあればそれ以上の頻度で、医事アンチ・ドーピングコミッションに報告を行う。
8. 本医事規則の下で医事アンチ・ドーピング部による活動の中で作成された医事情報は厳格な機密性で、かつ個人情報保護法に従って的確に取り扱われなくてはならない。

第51条 競技者

1. 競技者は自らの身体的健康と自己の医学的管理に対して責任を有する。
2. 国際競技会に参加するにあたり、競技者は IAAF (および加盟団体、責任者、審判員、従業員、ボランティア、契約業者、代理店なども含まれる) に対して、大会に参加したことにより発生した損失、損傷、傷害に関して、法律で定められている一定の基準以外の責任を、明確に求めない。

第52条 加盟団体

1. 本規則第49条にかかわらず、加盟団体は、国際競技会で競技する所属競技者が、健全な健康状態を維持することができるように配慮をしなければならない。
2. 加盟団体は、選手の健康管理が内部組織もしくは認定された

外部組織によって、適切かつ継続的になされるように努力しなければならない。さらに、本規則第1条1項(a)から(f)にある国際競技会に参加する、それぞれの競技者に対して加盟団体がIAAFメディカルガイドラインで推奨された書式に基づいた競技会参加前メディカルチェック（PPME: Pre-Participation Medical Examination）を実施するように強く推奨する。

3. 加盟団体は、少なくとも1名のチームドクターを任命し、競技者に対して医学的ケアを施せるようにし、可能であれば、本規則第1条1項(a)から(f)にある国際競技会の期間中、チームドクターが帯同するようにする。

第53条 国際競技会での医療体制・安全対策

1. 国際競技会の組織委員会は、国際競技会期間中、十分な医療を提供し、適切な安全・セキュリティ対策を講じる責任を負う。必要とされる医療体制、安全・セキュリティ対策は、大会の大きさや内容、参加競技者の種目や参加人数、サポートスタッフ数や観客数、競技が行われる国の衛生基準、環境条件（例えば気候、標高）等の様々な要因によって異なる。
2. 医事アンチ・ドーピングコミッションは、最新かつ実用的なガイドラインを作成して、組織委員会が国際競技会において十分な医療体制を確立し、適切な安全対策を実施できるようにする。
3. いくつかのある種目（例えば、ロードレース、競歩など）については、医事規則に基づいて、特別な医療体制や安全対策が必要とされる。
4. 国際競技会の医療サービスと安全対策では、少なくとも次にあげるものが含まれる。
 - (a) 主会場および競技者宿泊施設における、競技者ならびに役員に対する全般的な健康管理体制の確立
 - (b) 主会場における競技者、スタッフ、ボランティア、メディア、観客に対する応急処置と救急医療体制の確保
 - (c) 安全に関する監視体制の充実
 - (d) 緊急対応や避難方法の計画
 - (e) 必要に応じた特別な医療体制の配備

5. 本規則第1条1項(a)の国際競技会の組織委員会は、医事責任者を任命し、大会期間中の医療体制・安全対策のための準備と調整を行わなければならない。IAAF医事管理者は、医療と安全関連事項のすべてについてIAAFと組織委員会の連絡担当となる。
6. 本規則第1条1項(a)の下に開催される国際大会では、本規則第113条に基づき、IAAFにより医事代表が任命される。医事代表は競技会場における診察室、治療室、救急医療施設が適切であることを確認し、かつ競技者が宿泊する施設において医療体制が構築されることを確認しなければならない。